

産業建設分科会議録

日時 令和6年9月13日（金曜日）
午前10時06分から午後2時35分まで

場所 第4委員会室

日程

- 1 開会
- 2 協議・説明事項
 - (1) 議案第66号 令和6年度土浦市一般会計補正予算（第2回）
 - (2) 認定第1号 令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について
 - (3) 認定第2号 令和5年度土浦市水道事業会計決算の認定について
 - (4) 認定第3号 令和5年度土浦市下水道事業会計決算の認定について
 - (5) 認定第4号 令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司
副委員長 今野 貴子
委員 竹内 裕
委員 寺内 充
委員 海老原 一郎
委員 下村 壽郎
委員 島岡 宏明
委員 吉田 直起

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（15名）

産業経済部長	塚本 隆行	都市政策部長	飯泉 貴史
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
農林水産課長	坂本 直親	都市計画課長	鈴木 孝昌
都市整備課長	福澄 雄祐	公園・施設管理課長	中島 賢市
建築指導課長	齋藤 仁志	道路管理課長	滝田 昌暁

道路建設課長 浅岡 武徳
下水道課長 室町 和徳
農業委員会事務局長 岡田 将之

住宅営繕課長 三浦 誠
水道課長 和田 利昭

傍聴者 0 名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○平石委員長 ただ今から、産業建設分科会を開催いたします。令和 6 年度補正予算関係となります。資料は同じく「議案第 5 8 号～第 7 7 号」、2 2 ページをお開きください。ここからは、分科会としての審査となります。議案第 6 6 号令和 6 年度土浦市一般会計補正予算（第 2 回）について、都度の指名をいたしませんので、執行部より、つづけて説明願います。

○岡田農業委員会事務局長 農業委員会です。補正予算の内容について、御説明させていただきます。歳出のほうを御説明させていただきます。資料 3 2 ページの下段から 3 3 ページの上段を御覧願います。予算項目につきましては、5 款、1 項、1 目農業委員会費における機構集積支援事業に対する、予算補正でございまして、内容といたしましては、過年度に、市内の農家が国から交付を受けた交付金について、交付要件に合致しなくなったことから、市を通して国への返還を行うものでございます。補正額は 5 0 万円となっております。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○沼尻商工観光課長 つづきまして、商工観光課です。3 3 ページ真ん中の箱、第 6 款商工費わくわく茨城生活実現事業における補助金の返還でございまして、本市では東京圏から移住者に対しまして、移住支援金を交付してございまして、交付要件として 5 年以上住み続けることとしてございまして、今回 3 年未満で転出した方に対しまして、交付した 1 0 0 万円を本市に全額返還していただき、そのうち 7 5 万円が国と県からの補助金になりますので、返還するものでございます。説明は以上です。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございまして、3 3 ページの 1 番下の箱でございまして、7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費の急傾斜地崩壊対策事業の 1 8 節負担金補助及び交付金におきまして、5 0 万円の増額補正をお願いするものでございまして、こちらの事業は、茨城県が事業主体となり、急傾斜地崩壊防止工事を実施しているところでございまして、工事費が 5 0 0 万円増額になりまして、1, 5 0 0 万円に確定したため、その増額

分の補正をお願いするものです。なお、負担割合でございますが、国が45%、県が45%、土浦市が10%となっております。以上でございます。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。34ページをお願いします。7款土木費、4項都市計画費、3目建築指導費です。建築物耐震化推進事業につきまして、88万円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は既存建築物の耐震診断士派遣事業に当たるものでございますが、当初予算の10件分に対し、20件分の申込みがありましたことから、不足する10件分について、増額補正をお願いするという内容でございます。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がありますか。

○竹内委員 急傾斜地崩壊対策事業についてですけれど、さっき国が45%、県が45%、市が10%でと言ったんだけど、今の国の法律は、何に準拠しているのかということなのですが、下高津でやってからずっと木田余だとか、真鍋とかで、どんどんやり始めて、国が45%出しているのだから、何らかの法律に基づいてやっているのでしょうか。

○浅岡道路建設課長 急傾斜地崩壊による災害防止に関する法律に基づいて実施しております。

○海老原委員 今の竹内委員の質問に関連しているのですが、市が持ち出しのパーセンテージは市有地と民有地で違うと思うのだけど、その点、説明してください。

○浅岡道路建設課長 今回の場所に関しましては、10%ということですが、二中地区の下でやった時は、そこが市有地ということで、市の持ち出しのほうが多くなってるのは事実でございます。パーセンテージのほうは、手持ちがなく、すいません。

○平石委員長 そのほかございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算案について、賛成される方は挙手願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認めます。分科会長報告書については、一任ということよろしいでしょうか。

(「一任で」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 暫時休憩といたします。

(午前10時12分休憩)

(午前10時14分再開)

○平石委員長 つづきまして、分科会として、決算の認定について審査を進めたいと思います。資料が変わります。サイドブックス資料を戻っていただいて、「令和5年度土浦市歳入歳出決算書」のほうをお開きください。ここからは、令和5年度決算の認定となります。審査中、分科会長報告で報告する指摘事項がありましたら、発言をする際に、報告書に入りたい旨をお話しくださいますよう、お願いいたします。それでは審査に入ります。認定第1号令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について、付託されました案件を議題といたします。ここでは、指名は省略しますので、続けて説明をお願いします。はじめに、第5款から説明をお願いします。

○岡田農業委員会事務局長 農業委員会です。資料162ページを御覧いただきたいと思います。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費になります。全体支出額は6,416万3,346円となります。節の主なものにつづきまして、御説明させていただきます。1節報酬につづきましては、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名の報酬となります。2節給料から4節共済費までは事務局職員の人件費に係るものでございます。8節旅費から18節負担金補助及び交付金までの項目につづきましては、備考欄に記載の運営事業・機構集積支援事業を行う経費等となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。つづいて、163ページをお願いします。歳出の主なものについて御説明いたします。5款、1項、2目農業総務費は、農林関係の一般経費で、職員人件費、農業集落排水事業特別会計への繰出金が主なものです。補正予算につづきましては、12月議会において、給与等、共済費などの減額補正を行ったものです。つぎに、3目農業振興費は、農業振興地域においての野菜、花き、果樹などの振興対策のほか、農業担い手確保、日本一のれんこん産地推進など、地域農業の振興や、農業経営の安定を図るための事業が主なものです。補正予算につづきましては、国からの補助金である担い手確保関係の補助金の申込者が当初見込みより少なかったことから、3月議会において補正減しております。繰越額につづきましては、同じく担い手確保関係の新規就農者育成総合対策補助金が令和4年度から繰越をされたものです。このうち、7節報償費は、有害鳥獣対策事業のイ

ノシン捕獲に係る猟友会への捕獲処分費となります。次のページをお願いします。18節の負担金補助及び交付金は、国の事業である担い手確保関係の補助金が主なものとなります。165ページをお願いします。4目水田農業構造改革対策費は、米の生産調整推進のための事業が主なものです。18節負担金補助及び交付金は、転作奨励のための個別農家と集落に対する産地づくり対策支援事業補助金と生産調整の事務を担う農業再生協議会への補助金となります。つづいて、5目農業近代化対策費は、農業経営の近代化を目指す認定農業者を資金面から支援するため、機械設備を導入した際の融資に対する利子補給金になります。補正予算につきましては、20節貸付金の花の優良種苗導入資金の申込がなかったことから、減額補正を行ったものです。つづきまして、6目畜産業費は、次のページをお願いします。畜産業費は、伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業などで定例的な支出となります。7目農地費は、市内にある土地改良区等の指導育成に係る経費、農道、かんがい排水の整備に係る経費、霞ヶ浦用水事業、県営土地改良事業等の事業負担金の支出となります。補正予算につきましては、3月議会において、県営虫掛土地改良事業が、事業着手が見込まれないことから減額補正し、かんがい排水事業木田余地区が国の補正が年度末となったことによる増額補正となります。繰越明許費については、木田余地区の補正増が年度末であることから、繰越措置を行い、御承認いただいたものです。14節工事請負費の、かんがい排水及び農道整備工事費は、調整区域内の農道及び農業用排水路の整備を行ったものです。168ページをお願いします。2項、1目林業振興費は、林業振興のための民有林への森林整備事業や木材利用啓発品による普及活動を実施したものです。12節委託料は、森林環境譲与税を活用して、つくば山麓の民地の森林を間伐、除伐、下草狩りなどを行い、森林を整備したもので、昨年度は小野地内で実施したものです。169ページをお願いします。3項、1目水産業振興費は、水産業振興のため、広域的な協議会への活動助成や漁港の維持管理費など定例的な支出となります。農林水産課からの説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。それではここまでで、御質問等はいかがでしょうか。

○下村委員 163ページの農林振興費だったかな。昨年の台風2号。いわゆる6月2日から3日にかけて被害があったのだけれど、決算には何かそういう被害者への支援とか、国から支援とか、そういったものが出てこないの

ですか。

○坂本農林水産課長 幸いにも昨年度の大雨時におきまして、農林関係には被害が及ばなかったことから、国の災害対策とか利子補給等は発生しておりません。

○下村委員 いわゆる土地改良区で管理している、沖宿、田村、手野あたりの排水機場のインフラ整備というところで、国からいろいろと出てきたと思うんですよね。その辺のことについて支援というか、決算に影響はなかったのでしょうか。

○坂本農林水産課長 下村委員がおっしゃる田村とかのインフラ整備につきましては、6年度、今事業を行っている最中でありまして、昨年度については出てきておりません。

○下村委員 もう一つ。166ページの7目の農地費ですが、18節負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金事業があるのですが、4,300万円ぐらいあると思うのですけれども、これは毎年上手く機能していなくて、返還金を起こしているじゃないですか。だから、これについて、国への返還が発生しているのかどうか。

○坂本農林水産課長 下村委員、御質問の多面的機能支払交付金につきましては、返還金のほうは、当初こちらのほうで要求した金額に対しまして、国からの交付金が少ないことによって、それで事業が行えなかった部分が発生することから、返還金のほうが伴ってしまう状況にあります。多面的機能支払交付金事業につきましては、下村委員がおっしゃるように返還金が発生するのは、要求額に対して、年々交付決定額が低くなっているのです、どうしてもそのような返還金に伴って、事業ができない部分が出ているのが現状となります。

○下村委員 事業ができないというより、意外と多く返還している。市は土浦市全体の農地を考えて、国のほうへ要望出してくるんでしょうけれども、どの地域がこの事業をやる組織がなかったりあったりという、それでどこが一番交付金をきちんと使っているか使っていないかという、そういったことを把握されていますか。

○坂本農林水産課長 多面的機能支払交付金事業につきましては、市内9地区が入る対象となりまして、9地区の実績報告に基づきまして、こちらの事業の精査を行っておりますので、詳細については把握しております。

○下村委員 例えば、新治地区は金額返還が多いんだよね。その辺のことを

国からいただく、要求しておいて返還するのではなくて、やっぱり組織をもっと作っていくという努力、要するに指導をして、地域の人たちに努力してもらえるようなそういう指導をしてもらいたいです。そうすると、農業後継者の問題も、農業を営んでいる方だけが、そういう組織を作って、そこに入らなければいけないという組織ではないから。これは一般の人も入れるような組織を形成して、そしてこれをいただくということが可能なので、そういった推進を図っていくということが大切だろうと思うので、これは今の話は要望にさせていただきますが、そういう努力をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○平石委員長 下村委員、指摘事項ということでよろしいですか。

○下村委員 はい。

○平石委員長 分かりました。そのほか、御質問等はございますか。

○海老原委員 168ページ、林業振興対策事業の補助金の平地林・里山林整備補助事業。これ前やっていた身近な緑が今度、市森林環境税で、これに変わったということでもいいですか。

○坂本農林水産課長 海老原委員のおっしゃるとおり、昔は県の湖沼環境税を利用した身近な緑というものがございましたが、それにかわりまして、今回、国の譲与税を使いまして、平地林への整備事業補助金のほうをやっております。

○海老原委員 令和5年度の件数と面積を教えてください。

○坂本農林水産課長 件数につきましては、2件となっております。面積については、申し訳ございません。今資料がございませんので、後で提示させていただきます。

○平石委員長 後ほど、よろしくをお願いします。そのほか、ございませんか。

○竹内委員 163ページと164ページ。簡単に言うと、鳥獣被害の対策費が網羅されているんだよね。鳥獣被害っていうのは、れんこんの場合は、線虫だとかが凄いですよ。行けば分かるんだけど、相当数超えているわけで、そこへ今度空から鳥が来るわけで、鳥獣被害防止に関する法律というのがあって、イノシシを中心にやっているのですが、土浦市の場合には、鳥を対象にして、防鳥ネットを一生懸命作ったわけですよ。鳥獣被害防止に関する法律で、国庫補助で、作ったわけですけども、相当数の農家が、喜んだのですが、その後、継続して、かすみがうら市とか、行方市だとか、そういう所と話をする時があるのかというのが一つ。それからイノシシのほうをい

うと、今どこ行っても猟友会の高齢化があって、なかなか猟友会の皆さんたちが少なくなっているという、土浦市はそういう話はあまり聞かないのですが、土浦市の中では猟友会の存在とか、人数とか、課題とかそういうのは問題になっているのかというのが2点目。あとは蓮田の場合は、れんこんの蓮田の病害虫の駆除について、この予算の中では額面も100万円単位であるんだけど、どういように対策しているのか。大きくいえば、この三つね。よろしくをお願いします。

○坂本農林水産課長 1点目の竹内委員からの御質問のネットの協議につきましては、かすみがうら市と鳥獣被害対策推進防止協議会というのを設置しております、引き続き、協議をしております。国の採択基準のほうが三戸以上の集団性のある設備ではないと補助できない、どうしてもこの鳥獣対策というのは四つ足の獣を対象としていますので、鳥については三戸以上で連続して、全面的に覆わないと補助対象となっていないことから、それを補完する意味で、県と市のほうで、164ページの中ほどに被害防止設備整備補助金というのがございます。国の補助事業で対象とならなかった農家の方に対しましては、上限9万円となりますが、県と補助しております。国の補助対象にならない所がほとんどでございますので、そういった形で今、市と県で個別の農家に、被害防止対策については補助している状況となります。つづきまして、2点目の猟友会の課題についてですが、猟友会のほうは平成29年から、新規狩猟免許取得補助金というのを土浦市で始めさせていただいております、始める前年度に私も農林水産課に在籍していましたが、猟友会のまず平均年齢が72歳でございました。この補助金をやり始めてから、平成29年から令和5年度まで、51人の方に、新規狩猟免許を取っていただいておりますので、当時の80人ぐらいだったその猟友会のメンバーも直近では103人。平均年齢も59歳とかなり下がったので、かなり効果が見られた補助制度と思っております。土浦市では、人数は十分足りていますので、あとは技術の継承といった部分で課題等がありますが、猟友会と協力しながら、若い方を育てていきたいと思っております。ちなみに若い方は、20代の方も何人か去年、狩猟免許の補助制度で免許を取っていただいておりますので、心強く思っております。最後の3点目の蓮田の病害虫、黒皮症などにつきましては、まず大きな対策としまして農薬、グランドオンコルという農薬をまず使うこと。もう1点は、石灰窒素、これをやりましょうということで、2点を県の技術部門のほうで現地の農家のほうを御案内しまして、進めており

ます。この農薬とか石灰窒素をやるためには、その蓮田を1年間完全に休ませて、夏場の高温時期に薬をやって完全に休ませましょうと。そのためにローテーションしながら、政策を行って、黒皮症の原因となっている線虫を死滅していきましようということで、地道ではありますが、現在進めているところです。説明は以上となります。

○**竹内委員** 鳥獣被害防止に関する法律を全国で初めて適用して、防鳥ネットを作ったわけね。当時、五頭副市長だったけれど、初年度は上手くいったのよ。そしたら、今度他市町村でもやりたいとなって、厳しくなったわけ。厳しくなったのは分かるのだけれど、これは全県的に、茨城県も含めて、取り組んだほうがいいやつなので、かすみがうら市と一緒にやっているというけれど、行方市とか、向こう様にも協議会あるので、全県的にやれるように。これは市に言っても仕方がないけれども、よろしくお願いします。あとは猟友会については、良いですね、ほかの所と比べて。それから、病虫害の問題。簡単に私たちはれんこんって言うけれど、れんこん農家からすると、とにかく病虫害を何とか駆除するために、行政も様々なことをやってほしいと。ただ線虫というのは、なかなか難しいわけで、今言ったように県の研究所みたいな所と、恒常的に取り組んでください。

○**海老原委員** 今の竹内委員の猟友会についての関連だけれど、猟友会は鉄砲だけではなくて、罠だけの人を入れると思うのだけれども、鉄砲が使える人と、あとは罠だけの人的人数とかデータは持っていますか。

○**坂本農林水産課長** 猟友会の103人の方の内訳となりますが、網の狩猟免許が6人。失礼しました。重複している方もいますので、6件とさせていただきます。網の狩猟免許が6件、罠が91件、第1種の銃、ライフルとか散弾銃が88件、第2種の銃、これは空気銃となりますが、これが2件、このような状況になっております。

○**海老原委員** 先ほど構成年齢が低くなっていると言ったのだけれども、その中で鉄砲が使える人は、やはり高齢化していると思うのですが、その点はどうか。

○**坂本農林水産課長** 海老原委員おっしゃるとおり、イノシシを罠で捕まえても、仕留める際にどうしても鉄砲がつきものとなります。銃につきましては、銃刀法のほうで、警察のほうから強い規制がかかっており、その人数が増えないことには、止め刺しというのができないので、課題かなと私も感じていましたが、最近では電気ショックの、仕留める良いものがありますので、

今では仕留める際は、銃はほとんど使わず、電気ショックの棒のほうでできているので、この鳥獣対策につきましては、銃は無くとも対応できているといった状況でございます。

○**島岡委員** 天然真鴨をよし町で食べさせていただきましたが、今イノシシは食べられるのですか。

○**坂本農林水産課長** イノシシは、まだ出荷制限がありますので、普通に食べられるようにはなっておりません。石岡市などで、検査機関でセシウムの量を量って、処理したものについては食べられますが、土浦市の場合は、まだ、全面解除とはなっておりませんので、普通に狩猟したものを食べられる流れにはなっておりません。一度検査していただく必要がございます。

○**寺内委員** 補助金だけど、緑の少年隊はどのようなことをやっているの。いつも補助金で出てくるのだけれど。

○**坂本農林水産課長** 補助金の、緑の少年隊につきましては、神立小学校、菅谷小学校、新治義務教育の学校のほうの3団体に、補助金を交付しているのですが、3団体のほうで、緑の募金活動とか学校内の草花も育てたり、樹木を剪定したりとか、そういったものの用具とか、種苗とかを買っていただく経費として使っていただいております。

○**寺内委員** それは、学校の経費でできないの、緑の少年隊というのを使わなくても。緑の少年隊っていうから、桜の植樹とか、そういうことをやっていると思ったのだけれど、学校の管理だったら、緑の少年隊使わなくてもできるかなと思うんだよね。別に補助金を出してやればいいわけだから。特定のやつをやるのだったら、特定のやつをやるだけの予算を付けてやればいいだけだと思うんだよね。様々な学校に働きかけて、やってくださいっていうのだったら分かりますよ。ところが、特定の学校だけでやるのだったら、学校のほうの予算でやるべきだろうと思うんだよね。学校の予算を付けてやれば良いわけだから。だから、そういうことは今回考えていったほうが良いと思うの。先ほど言ったように、私は緑の少年隊は、例えば桜の植樹とかを、小さい子にやってもらって、それで育ったらこういうふうになっていくんだよっていうのを教えるために使うものかなと思ったけれど、学校のやつなら、学校独自でできるものだから、少し考え直したら良いと思うんだ。これは要望だから。どうしても、これでやっていくのなら、ほかの学校全部にこういうことで予算を付けようと思うのですが、どうでしょうかぐらいのことを聞いてやるべきと思うんだ。それは要望だから。

○平石委員長 すいません。私から1点だけよろしいですか。3項の水産業費ですが、下のほうにいろいろな負担金ということで書いてあるのですが、去年ぐらいから、霞ヶ浦でワカサギがほとんど獲れない、また今年も本当に獲れないと話を聞いています。以前も寺内委員から、例えば人工孵化であるとか、そういうことも研究したらどうだとお話があったかと思うのですが、そういったことを、協議会の中で、県との勉強会とか、協議とかそういうことはされているということなのではないでしょうか。それとも、されていなければ、またお考えをお聞きしたいなと思っているのですが。

○坂本農林水産課長 勉強会は、県のほうで主体となりまして、先月、県でも水産業に力を入れようということで、補正予算がございました。各市町村の要望を取りまとめようということで、県南、鹿行地域の関係市町村と県のほうで、先月打合せをして、要望があれば出してほしいという会議が開かれたところでございます。ハード面の要望が多かったのですが、ソフト面としましては、委員長おっしゃるとおり、ワカサギが極端に減っていますので、白魚とかそういった部分がどうかといったお話が出たようでございます。ワカサギの放流につきましても、2万円のほう、これはワカサギの放流補助ということで、かすみがうら漁業のほうに関係市町村で負担して、支払ったものでございますので、ワカサギについても一応放流について、資源の拡大についてやっているところです。

○平石委員長 ありがとうございます。土浦の霞ヶ浦の名産といえば、ワカサギというのは外せないと思うのですが、水温が高くなったりとか、もしかすると生態系が変わっていたりということもあるかもしれません。ただそういった中でも、名産であったワカサギが無くなっていくというのは、市としても真剣に取り組まないといけない課題だと思いますので、今後も力入れていただきますよう、また指摘事項として、よろしく願い申し上げます。

○平石委員長 そのほか、ございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、第6款について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。169ページになります。6款商工費、1目商工総務費は、職員の人件費、1番下の2目商工業振興費、商工業振興育成事業は、170ページに移っていただいて御説明いたします。右側の備考欄に記載のとおり、12目の委託料は、勤労者総合福祉センターの指定管理料、18目の負担金補助及び交付金は、加入している協議会への負担

金や、その下の補助金は、中小企業の経営を安定させるための各種補助金、20目貸付金は、それら支援策を円滑に進めるための、市内七つの金融機関への預託金となっております。表の真ん中の縦の欄、18節の負担金補助及び交付金の不用額が、5,000万円と高額になっておりますので、その内容を御説明いたします。備考欄の補助金のところ、自治振興金融保証料補給金、2,700万円、こちらは当初予算が5,000万円でしたので、ここで不用額が約2300万円、その下の自治金融制度利子補給金2,000万円、こちらは当初予算が4,000万円でしたので、不用額が約2,000万円となり、高額となっております。つづきまして、土浦市勤労者総合福祉センター整備事業は、外壁タイルの改修工事でございます。入札後の設計変更により、工期延長したため、令和6年度に4,400万円を繰越しまして、工事は今年度の5月末に完了しております。つづきまして、1番下の企業誘致事業です。171ページに移っていただき、右側備考欄の一番上を御覧ください。18目、負担金補助及び交付金は、市内に事業所や工場を新設、または増設された事業者への企業誘致奨励金と補助金でございます。令和5年度は、3社へ奨励金1億8,000万円。企業立地促進補助金は、新治地区の上坂田に新設された、物流会社へ1億円を交付しております。その下、わくわく茨城生活実現事業は、東京圏から本市に移住された方への支援金で、令和5年度は、単身者10件、世帯23件、子ども加算が27人分、3,710万円を交付しております。その下、商工業振興育成新型コロナウイルス感染症対策事業は、中小企業が融資を受ける際に必要な信用保証料を国、県、市で負担する事業において、融資を受けた事業者が繰上げ償還した際に返還された保証金を、国と県に返還するものでございます。その下、プレミアム付き商品券発行事業と、貨物自動車運送事業者支援金支給事業は、コロナ禍での市民向け、運送事業者向けの支援策を行いました。つづきまして、3目商業近代化促進事業は、備考欄に記載の中心市街地活性化の推進経費となっており、まちなか彩り、こいのぼり事業や、食のまちづくり事業は、カレーフェスティバルへの支出でございます。172ページをお願いします。土浦市中心市街地開業支援事業ですが、令和5年度は、改装費2件、家賃補助6件に対する支出でございます。つぎに、4目勤労青少年ホーム運営費です。備考欄の7節報償費は、ホームで開催している各種講座に係る講師への謝礼、10節需用費、12の委託料は、施設の維持管理等に係る、光熱水費や修繕料、保守点検等の委託料等でございます。173ページをお願いします。5

目観光費の、観光事業でございます。こちらは観光事業に係る施設の指定管理料や委託料、各種協議会への負担金、観光協会、産業文化事業団への補助金となっております。12節委託料の不用額、1,000万円と高額となっておりますので、内容を御説明いたします。大部分を占めますのが、国民宿舎「水郷」指定管理者指定管理料です。コロナ禍において、利用者からの収入が期待できない中、また電気料金が高騰しているということで、そういった時期での予算編成でしたが、コロナが2類から5類になりましたので、当初の想定よりも、事業収入が増えたことと、国の政策による電気料金の値下げにより、不用額が出ております。174ページをお願いします。174ページから175ページの中段までは、備考欄に記載のとおり、春には桜まつり、夏にはキララまつり、冬はウィンターフェスティバルといった例年開催しているイベント事業や、ジオパーク推進事業に係る経費と、観光施設に係る修繕費などとなっております。175ページの中段、6目花火大会事業でございます。市からの補助金は、雑踏警備に係る費用や、会場周辺の安全対策設備、仮設トイレの設置費用に活用させていただき、大きな事故もなく無事に終了することができました。その下、花火広報事業は、令和5年度のみ事業として、毎年10月に開催される「大曲の花火秋の章」の打上げプログラムに「土浦の花火」を組み込んでいただき、秋田大曲の地において、土浦を大々的に宣伝、PRしてまいりました。商工観光課の説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。それではここまでで、御質問等はいかがでしょうか。

○竹内委員 172ページの、まちなか交流ステーション運営委託料。まずどこに委託しているのかというと、モールの所にあるのだけれど、どのくらい需要、利用があるのか。それは年間通して分かるのか。あと、交流ステーションですから、どういうふうなことをやっているのか。福田勝夫議員の一般質問でも、まちなかにそういうようなものを作ったほうが良いとかっていう話があって、まちなか交流ステーションがありますよっていうふうに答弁があったけれど、その辺をお願いしたいのですが。

○沼尻商工観光課長 まず、まちなか交流ステーションの補助金ですが、こちらモール505の商店街のほうに委託をしております。モール505から再委託ということで、Vチャンネルのほうにお金が流れております。内容ですが、主にインターネットサテライトスタジオということで、市のイベント、そのほかYouTubeやインターネットを通して、宣伝していた

だいているというところがございます。それと、中に休憩スペース、ゆったりできるスペースがございますので、小学生とかの学生も学校帰りとかに立ち寄って少し歓談するとか、そういったことをされていると伺っております。

○竹内委員 もう少しアピールしたほうが良いと思います。モール505になかなか人が来ないのだから、あそこにそういうステーションがあるということを知ってる方たちというのは、それほどたくさんいると思えないんだよね。私もよく千勝堂でパンを買いにいった、あの辺をうろうろして、あまり人はいないなと思うんだけど、その辺のアピールをこれからどういうふうにするのか、その辺もモール505と相談をして、全市的に知られるようになればと思いますので、よろしく願いいたします。

○沼尻商工観光課長 最近だと、ステージが近くにございまして、そこで月1回ぐらいライブとか、そういったこともやっているようでございます。竹内委員おっしゃるとおり、まだまだ認知度が低いということがございますので、もう少し市のほうでもPRしてまいりたいと考えております。

○海老原委員 174ページの桜まつり。今年は3月から始めたよね。あれは令和6年度の予算でやっているの。

○沼尻商工観光課長 令和5年度の予算でやっております。

○海老原委員 分かりました。来年以降の話なのだけれど、一番良い時期が今年外れちゃったよね。2週間ぐらい前倒したのかな。少し予想が外れて、追加でイベントをやったよね。来年は期間を延ばすとか考えているの。

○沼尻商工観光課長 海老原委員おっしゃるとおり、なかなか桜の開花の時期に合わせるというのが難しいところがございます、一昨年のところでは照準を合わせて、一週早めてみようということでやってみましたが、見事に外れてしまったということですので、その時期につきましては、精査していきたいと思います。

○海老原委員 期間を延ばすとかも含めて考えているの。

○沼尻商工観光課長 期間につきましても、同様に検討してまいりたいと思います。

○竹内委員 キララまつりの七夕踊りがあるのですが、私も出ていますが、今年は少ない7団体だったんですよ。これ少なくなった理由があるなら教えてください。また、これから増やすためにはどうすればいいか。

○沼尻商工観光課長 コロナ以前はかなり企業の方の参加もいただいております。ただ、コロナの期間が2年、3年と続いた中で、若手の方もそう

いったことがあるんだよってことも社内でなくなってしまったというようなこともございまして、募集をかけておりますが、なかなか企業さんも、手が上がりづらい状況になっているというところでございます。

○寺内委員 沼尻課長。産業祭とカレーフェスティバルは、両方予算を出しているよね。それを去年は一緒にやったってことがあるのだけれども、カレーフェスティバルのほうにお客さんが取られて、産業祭がまばらなんだよね。そうすると、産業祭に今度出てくれる人がいなくなってくるんじゃないかと思うんだよ。やっぱり産業祭は産業祭で、カレーフェスティバルはカレーフェスティバルでやれば、これは同じ予算を取っているからできると思うんだけど、去年は日程が詰まったから、一緒にやったってことがあるのだけれど、そのイベントというのは別々にやってもらわないと、そこに出ている人というのは、1年で1回のイベントだから出てくるのに、まばらでは可哀そうだよ。産業祭は産業祭で、300万円の予算を付けてやっているのだから、産業祭は産業祭でやれば、産業祭でこんなにお客さんが来てくれるんだから、私も出展してみようかなってこともあると思う。でも、みんなカレーフェスティバルの市営グラウンドに行かれてしまうわけだから、だんだん産業祭自体が廃れてしまうと思うんだよね。だから、そういうところは見直してくれないと。やっぱり、町の中でやるイベントで、人を集めるためにやるので。人を無くすためにやるわけではないから。だからそこだけは、よく考えてもらいたいなと思うの。カレーフェスティバルはカレーフェスティバルのほうの事業者がやっているし、産業祭は産業祭の事業者がやっているのだから、どういうイベントをやればお客さんが集まるかということ、これだけの予算を割いてやっているのだから、考えてもらいたいなと思うんだ。だから今年また同じようにやるのだったならば、もう産業祭自体はやらなくてもいいよという話になっていくんじゃないかと思うの。議員もみんなあそこを歩いたから、分かると思うのよ。みんなお昼になって、お腹が空いて、市営グラウンドに行ったら、その人が今度は産業祭に戻ってくるというのは、ほとんどなくて、そのまま帰る、朝の10時ぐらいから12時のお昼ちょっと前ぐらいにばらばらと歩いて終わるのでは、出店している人が、何のためにイベントに私は出ているのだろうという話になるので、そこはこれから考えてもらいたいなと思うの。だから、今年はまた趣向を変えてやってみるとか、そういうことでやってみてください。これは要望でいいから。

○島岡委員 私も実は、ある団体でもう十数年出品をしているのですけれど、

確かに寺内委員のおっしゃるのように、年々寂しくなってきたし、隣もいなくなってきた、出品者がいなくなっているのは、間違いありません。一緒にやるメリットってというのは、どういうメリットがあるのでしょうか。

○沼尻商工観光課長 土曜日、日曜日の2日間開催しますので、メリットと言えるかどうか分かりませんが、そういった短期間で集中して、市内広域を使って、お客様を呼ぶというのがメリットなのかなというふうに考えております。その一方で、寺内委員がおっしゃるとおり、産業祭からカレーフェスティバルのほうに人が流れ過ぎているという現状もございまして、今年は11月末に同時開催はする予定ではおりますけれども、産業祭のほうに人を呼びたいという思いは、自分たちもございまして、農林水産課、JAとも協力して、れんこんに特化したれんこんフェスみたいな所を一部分作って、販売かられんこんの食べ方がこういうのがあるんだよとか、そういった工夫をするつもりでございまして。あと人をいかにカレーフェスティバルのほうから流すというのは、去年一旦試験的にグリーンスローモビリティを使ってみて、変えさせるといようなこと、ただスピードが遅いのと、なかなか台数も準備できなかったのですが、今年はもう少し改善しながら、回遊させていきたいなどは思っております。ただ寺内委員からそういった御意見もございまして、そういったことも検討してまいります。

○寺内委員 沼尻課長から答弁もらったけど、それなら、カレーフェスティバルを町の中心に持ってくれば良いんだよ。そうすれば、あそこは回遊してもらえるんだよ。それを常磐線で区切って、向こうとこっちになっているから、お客さんが一方に集まってしまうという話になると思うんだよ。それだったら、うらら広場でやるとか、そういうようなことを考えていかないと。中心市街地のために、そういうイベントをやるのでしょ、全くそれにはマッチしなくなるよ。だからそういうことを考えないと。例えば、グリーンスローモビリティでこっちに来ますっていうのは、たかが知れているんだよ。列を作って来てくれるわけではなのだから。だから、そういうことを1回考えてみたらっていう話をしているの。中心市街地の一翼を担うために、産業祭にしても、カレーフェスティバルにしても、予算を付けてやっていると思うんだよ。だから、例えば、産業祭の実行委員会とかに任せっきりでなくて、いかに中心市街地に人を集めるかっていうことを考えてやってもらわないと。どうやって人を集めるのっていうことなんだよ。産業祭は産業祭で、農林水産のやつで、野菜の品評会のものを売りに出しますよとか、れんこん

を売りますよとかありますよ。前は、花き組合の人に、苗を売ってもらったりした時には、みんな苗を買いにきたりとかなんかやっていたんだよ。それだって、ここ4、5年はないでしょ。結局、お客さんが集まらなければ、業者も出店してくれないんだよ。だからそこを考えてくださいってことは何回も私言ってるのよ。去年は時期的なものがないからということで、産業祭とカレーフェスティバルを一緒にやるのは、仕方がないねってなったけれども、今年はまた同じことやるのだったら、どういうふうにして産業祭に人を集めるのっていうことになっちゃうんだよ。多分、産業祭のやつで出展してくださいっていても、いやあって首振られることはあっても、ぜひ出店させてくれなんてことはあまりないと思うよ、あんなにぱらぱらとしかお客さんいないのでは。だからそういうことを考えてくださいよ。予算を割くなら、人を集めるようなことをやってくださいよ。お客さんを集めるのだから、こんな予算が必要だっていうぐらいの意気込みがなくては。例えば、毎年300万ぐらいの予算もらっているから、それに見合っただけやって、2日間のイベントをやって終わりにすればいいというものではなくて、例えば、申し訳ないですが、1,000万円ぐらい予算くださいよと。いやというほど、お客さん集めますからぐらいのことをやらないと。毎年やっている人っていうのは、変わったことやらないで、同じことやっていけば、その予算内に収まるからというような考えになっていくと思うんだよ。だからあくまでも先ほど言ったように、中心市街地の活性化のために、こういうイベントを組んでいるから。私は毎年見ているけれど、だんだんお客さんが少なくなってきて、これだけの予算を割く必要ないよなと思うぐらいの人まで減ってきちゃったんだよ。だからここ一番、もう一度考え直してよ。担当課が一緒になってやっているのは分かっているけれども、みんなの知恵を集めて、もう一度、中心地に土曜と日曜にお客さんを呼ぼうというぐらいの勢いを持った祭りをやってよ。だから、予算がこれしかないから、これしかできないとかではなくて、人集めにこれだけの予算が掛かるというなら、それは執行部に話をして、出してもらったらいいだろうよ。そのためのイベントなんだから。そういうことは考えてくださいよ。

○島岡委員 寺内委員の意見に付け加えて、私もずっとやっていたもので、寂しいなと思っているので、シャトルバスか何かで、カレーフェスティバルの人をこっちに連れてくるとかそういう考えもあるのかなと。

○沼尻商工観光課長 回遊性を持たせるために、つちまるバスとかも使えな

いかなという発想もあったのですが、なかなか問題もありまして、ただそういったことは今後も考えていきたいと思えます。あと、寺内委員おっしゃるとおり、自分も係長時代に、産業祭は団体でやっております、あの時はジミとかの無料配布とか、花きとか、賑わいがあったという記憶もございませので、そういった御意見もあるということ、実行委員会のほうに今度持ち込んで、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○平石委員長 本当に大事なことだと思いますので、寺内委員、これは指摘事項ということではよろしいでしょうか。

○寺内委員 はい。

○平石委員長 中心市街地に人を集める大事なことですから、指摘事項ということをお願いしたいと思います。

○下村委員 今回の議論は大変大切なことなので、よろしくお願ひします。私からは、173ページの5目の観光費の中の観光事業で、委託のところに、桜川環境整備委託料という項目があるんですね。これは内容的にはどういうことをやってるのか教えていただきたいです。

○沼尻商工観光課長 こちらは桜川の所の草刈りになります。桜川の所は、商工観光課の花火のほうと、それと通常環境整備ということで、環境衛生課のほうと時期的に分けて、やっているもので、草刈りの委託料になります。

○下村委員 花火の直前に、1か月や2か月前に草刈りをするということではいいのですか。

○沼尻商工観光課長 そのとおりでございます。

○下村委員 河川の草刈りは、別問題だと思うんだよね。だから、2回やってもらえば良いんだよ、別のほうから。この300万円というのは、観光事業で、別な事業に使えるんだから、すみ分けを見直したほうが良いと思うんですよ。直前は直前で確かに必要だけれども、それも桜川の整備という違うほうで、河川の整備の費用を使ってやってもらえば良いと思うんですよ。ここでわざわざ観光事業で草刈りやりますっていうのは、話が違うんじゃないかっていう、準備のための草刈りなのかもしれないけど、そういう時期をうまく考えてもらえば、違うんじゃないのかなと思うんですが、これも御検討いただきたいと思えます。

○平石委員長 答弁はよろしいでしょうか。

○下村委員 はい。

○竹内委員 キララまつりの踊りなんですけど、いろいろ募集をかけたけど、

手が挙がらなかったと。世の中には、賞金がなくなったから、踊りに参加しないんだという噂が流れているわけよ。1等賞が30万でしょ。20万、10万。私はずっと廃止を言ってきた人間だから、なくなって1番良いと思っているのだけど。今回7団体だけど、来年からまた募集しても手が挙がらなかったら、どうするわけ。ずっと減っていくよね。踊りがね。

○沼尻商工観光課長　今回が流し踊り復活ということで、200メートルぐらいの部分で、一昨年が、流し踊りではなくて、一つの狭いエリアの所で、回っていただいて、コロナ後でしたので少し様子見というのもございました。ただ、そういった御意見もありますので、その辺は協議しながら、どのぐらい踊りたいという方が出てくるのか、何とも分かりませんが、周りの声を聞きながら、状況に応じて対応したいと思います。

○竹内委員　前々から私は参加しているから、いろいろ言うのだけれど、牛久のかっぱ祭りとか、阿見の踊りとか、つくばもそうだけど、土浦と大分やり方が違うんだよね。要するに、ギャラリーも一緒だって、簡単に踊っちゃうわけよ。土浦のほうは、私ども含めて練習した連中しか踊らないわけよ。だから、みんなが参加できるような祭りの踊りに検討してみないかという話は前からしているのだけど、土浦市はあれで良いですよと行って、いずれにしても7団体で、ある程度の距離を流し踊りっていうけど、やっぱり寂しいから、少し検討してください。沼尻課長ならできるから。

○沼尻商工観光課長　そういった御意見ございますので、頑張ります。

○海老原委員　174ページの山車小屋管理事業。市民山車の車庫の舗装工事をしたと思うのですが、これはこれとして、市民山車がもう30年ぐらい、大分老朽化してるんだよね。それについては、要望が挙がってきているとは思っているのだけれど、見てくれ、直してくれと。その辺はどうなっているのか。

○沼尻商工観光課長　実はあそこの場所からどこかに移転できないかということで、場所を考えてはおりますが、あの大きさもございまして、今のところ、移設先が見つからない状況でございます。ただ老朽化で、古くなっておりまして、シャッターなどは修繕しながら、今使っている状況でございます。

○海老原委員　私が言ったのは車庫ではなくて、山車本体が老朽化しているので、そちらのほうの調査研究をする予定はあるのかどうか。

○沼尻商工観光課長　的外れなことを言って、すいませんでした。山車本体ですが、少し前に修繕したら良いような話が出て、少し今うろ覚えになって

おりますので、整理してから、後で御回答させていただきます。すいません。

○海老原委員 市内にね、山車を見れる業者がまだいるので、今のうちに、下調べでも良いのだけど、本当に老朽化している所もあるので、腐っている所もあると思うので、少し急いで見てください。要望です。

○平石委員長 要望ということでお願いいたします。そのほかございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、第7款、第3項まで、説明をお願いします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、7款土木費について、御説明いたします。同じく175ページの下段、1項土木管理費、1目土木総務費をお願いいたします。備考欄の丸印の二つ目、土木総務事業につきましても、13節使用料及び賃借料にあります営繕工事に使用する設計単価の権利使用料が、主な支出となっております。説明は以上です。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。引き続き、176ページをお願いいたします。2目地籍調査費でございます。この事業は、調査区域を決定し、一筆ごとの土地につきまして、境界の位置や面積について測量などの調査を行うものでございます。主な事業について、御説明いたします。備考欄、1節の報酬は、地元から協力員として17人を委嘱し、現地調査や成果品閲覧の際の立会いをいただいたものでございます。この協力員の延べ人数62人分及び地籍用務を行うための会計年度職員3人分の経費でございます。12節委託料の地籍測量委託料は、烏山地区の現地調査、及び右靱地区の地籍測量などを実施したものでございます。つづきまして、177ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費は、道路や橋梁の管理に係る一般経費及び未整備道路における、後退用地の取得費用や登記料並びに道路整備に関連します各協議会などへの負担金でございます。補正予算につきましても、人事異動に伴う人件費の増のほか、損害賠償事件におきまして、裁判が和解となり賠償金及び訴訟代理人委託料が減少になったことによる補正減、さらには県主体の事業であります急傾斜地崩壊対策事業費におきまして、県に交付金の追加配分があり、市の負担額も増額となることから、増額の補正をしたものでございます。主な事業について御説明いたします。道路橋梁管理事業の11節の保険料は、こちらは道路管理瑕疵による損害賠償保険料でございます。12節委託料の道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工いたしました道路改良工事等や民間の開発行為などで帰属した道路の情報を台帳に反映するため、図面や

データの追加、修正等を毎年行っているものでございます。つづきまして、178ページをお願いいたします。道路橋梁建設管理事業の13節使用料及び賃貸料のシステム使用料は、道路改良工事などに伴う測量、設計委託費や工事費を積算するための土木設計積算システムの使用料でございます。つづきまして、道路管理瑕疵訴訟に係る訴訟代理人委任事業の12節委託料は、乙戸地内で起きた損害賠償事件に対する弁護士への報酬でございます。つづきまして、急傾斜地崩壊対策事業の18節負担金補助及び交付金の、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり、実施しております土浦第二中学校の南側斜面における補強工事の負担金と、木田余東台の南側斜面において実施しました詳細設計の負担金でございます。つづきまして、2目道路維持費でございます。こちらは、市道の舗装修繕や、橋梁の補修といった維持管理に係る経費でございます。現在の市道の状況につきましては、路線数が、6,966路線、延長は、約1,535キロメートルでございます。補正予算につきましては、昨年発生した台風2号の影響による災害復旧費の補正増、さらには、舗装打ち換え工事や橋梁耐震対策・長寿命化委託におきまして、国の交付金が減額となりましたことから、補正減したものでございます。主な事業について御説明いたします。道路維持補修事業の12節委託料は、道路の草刈や、路面及び側溝の清掃、街路樹剪定業務などの管理委託を実施したものでございます。179ページをお願いします。14節工事請負費は、道路の舗装や排水施設などの補修を行う一般補修工事などを実施したものでございます。つづきまして、道路ストック修繕事業の14節工事請負費は、補助金を活用し、1件の舗装打換工事を実施したものでございます。つづきまして、橋梁定期点検事業の12節委託料の橋梁定期点検委託料は、橋梁の点検を5年に1度の頻度で行うことが義務付けられ、実施しているもので、昨年度は39橋の点検を実施したものでございます。橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業の12節委託料の耐震・長寿命化詳細設計委託料は、地震による橋の落下を防止するための設計と、橋の劣化箇所の補修や塗装など、予防修繕によって長寿命化を図るための設計をあわせて行ったものでございます。つづきまして、180ページをお願いします。橋梁架替工事委託料は、常磐線3号橋、通称二番橋の架替工事などをJR水戸支社に委託したものでございます。14節工事請負費の耐震・長寿命化工事は、落橋防止などの耐震補強工事に合わせて、予防的な工事を行ったものでございます。道路管理課からは以上です。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。引き続き180ページをお願いいたします。3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や実施設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償の費用などでございます。主な事業について説明させていただきます。備考欄の道路新設改良事業でございます。12節委託料は、道路拡幅用地の買収に伴う境界確認などの測量調査や用地測量及び道路の設計業務を委託したものでございます。14節工事請負費は、生活道路の拡幅改良工事を実施したものでございます。同じく14節、交通安全施設工事は、路面表示や道路の区画線を引き直したものでございます。16節公有財産購入費は、拡幅改良工事に伴う用地取得費でございます。実績としましては、現年度と繰越を合わせまして、17路線、65筆を取得したものでございます。21節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に伴う支障物件の補償金でございます。道路拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償のほか、拡幅に支障となった電柱などの移設に要した費用でございます。つぎに、道路新設改良事業のバリアフリー特定事業でございます。こちらの事業は、三つの駅周辺を重点整備地区として、路線を設定し、整備を実施しているものです。181ページをお願いします。16節公有財産購入費と、21節補償補填及び賠償金につきましては、荒川沖駅周辺地区として、本郷道踏切の前後の地権者5人に対しての用地取得費及び補償金の費用でございます。つづきまして、3項河川費でございます。1目河川総務費につきましては、茨城県から管理委託を受けております、備前川と新川の河口付近にそれぞれ設置されております、排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に関連します各協会や同盟会などへの負担金でございます。182ページをお願いします。主な事業について説明させていただきます。備考欄の備前川排水機場維持管理事業と新川排水機場維持管理事業につきましては、同様の内容となっております。12節委託料は、草刈委託料のほか、備前川排水機場はポンプ2台、新川排水機場はポンプ4台の保守点検料及び運転管理に必要となる検査費用などでございます。道路建設課は以上でございます。

○**室町下水道課長** 下水道課でございます。同じくページの2目排水路維持費をお願いします。排水路維持費は、雨水調整池や都市下水路などの清掃、浚渫、修繕などの経費でございます。備考欄を御覧いただきまして、主な事業について御説明いたします。12節委託料の排水路等清掃委託料は、水路施設などの清掃や草刈りなどを行ったものでございます。183ページの備

考欄をお願いいたします。14節工事請負費は、市内の都市下水路をはじめとする排水路の修繕工事のほか、永国西都市下水路の管更生工事を行ったものでございます。つづきまして、3目排水路整備事業費をお願いいたします。この事業費は、都市下水路や小規模排水路の整備に係る経費でございます。主な事業につきましては、備考欄をお願いします。都市下水路整備事業における14節工事請負費の補助分は、防衛省の交付金を活用した西根竹の入都市下水路の整備を行ったものでございます。つづきまして、小規模排水路整備事業における14節工事請負費については、虫掛地区小規模排水路整備工事を行ったものです。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。それではここまでで、御質問等がございますか。

○海老原委員 182ページの備前川排水機場維持管理事業並びに新川排水機場維持管理事業。両方とも草刈委託料が入っているのだけれど、年に何回ぐらいやっているのかな。

○浅岡道路建設課長 年に1回でございます。

○海老原委員 年に1回だからなのか、伸びているのが目立つので、年に2回ぐらいかな、何とかならないのかな。

○浅岡道路建設課長 検討させていただきます。

○下村委員 私から3点ぐらいあるのですが、175ページ、先ほど住宅営繕課長から説明がありました土木総務費の中の、土木総務事業の使用料及び賃借料の権利使用料っていうのは、どこへ支払いをするのですか。

○三浦住宅営繕課長 権利使用料につきましては、県の関係であります設計単価を管理している団体がありますので、そこに支払っております。

○下村委員 積算システムか何かを使うということですか。

○三浦住宅営繕課長 確認しまして、後ほど、お知らせいたします。

○下村委員 お願いします。180ページの3目道路新設改良費の中の工事請負費。これはある程度分かっているのだけれど、舗装、改良、排水工事費の繰越明許費が、約1億9,200万円と多過ぎるのだけれども、土地を買えないとか、あるいは何かあったのだろうけれども、これ要望で少なくしてほしいです。というのは、事務経費が最終的に掛かるわけですよ。1回クリアになって、もう1回やり直しみたいな感じになるから、それで、お金が掛かるのではないかと判断できるので、少なくしていただけるよう努力をお願いします。

○浅岡道路建設課長 下村委員おっしゃるとおり、繰越金額のほうはかなり多くなってございます。委員のほうからおっしゃっていただいたように、用地買収とかが絡むということがございます。ただ、用地買収のほうも早期に交渉を開始いたしまして、なるべく、早期発注、年度内完成を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○下村委員 ありがとうございます。よろしく願いします。それともう一つ。182ページに備前川と新川の排水機場維持管理費。これ上水道でもあったけれど、ポンプ場の緊急時運転管理という問題が発生してきて、例えば、停電になっても大雨が降った時には、商業電源が切り替わって、緊急の発電機が回り出すというスタイルがとられてるはずなんですね。その辺をきちんとして、この間の上水道の問題がないようにすることが大切なんですね。そのことの調査を年に1回やっているのか、あるいは関東電気保安協会からも点検をされているはずだと思うのですよ。そういう指摘事項も含めて、どのような状況なのかを教えてください。

○浅岡道路建設課長 ポンプのほうの点検ですが、年に8回やっております。電気工作物についても、備前川のほうは年に8回やっております。新川のほうでございますが、新川のほうが高圧電気ということもありますので、月に1回、年に12回、電気工作物についての点検を実施しております。

○下村委員 土浦市を守っている排水機場ですから、点検を怠っているわけではないにしても、そういう突発的に故障という、普通の点検で大丈夫なんですよ。ところが、直列の蓄電池っていうのは、突発で壊れてしまう。ですから、蓄電池の管理もしっかりとしてほしいというのを、ここで要望しておきますので、よろしく願いします。

○竹内委員 178ページ、道路橋梁建設管理事業。大体これは何箇所、土浦市の場合は、管理しなくてはいけない橋があるのか。それから、後ほど陳情で出てくる匂橋も含めてね。土浦市が管理者している橋がいくつあるのか。この間、新聞に載っていたのだけれど、老朽道路橋。手つかずという。土浦市の場合は、それに該当する橋は何箇所あるのか。

○浅岡道路建設課長 土浦市で管理している橋のほうは、全部で240橋ございます。それで、先ほど説明させていただいたように、5年に1度点検をするということで法律ができ、点検が義務づけられていますので、毎年30橋から40橋をローリングというか、調査をしております、判定3になると、その橋自体に通行止めをかけるしかないということがございます。今

現在で判定3というのは市のほうではございません。

○平石委員長 後で資料のほうをお願いします。

○竹内委員 予算とは直接関係はないのですが、水戸でマンホール蓋を売却して、大変好評だということで、テレビ、新聞に載っていたのですけれど、土浦市はそのようなことを考えないのですか。

○室町下水道課長 水戸市のマンホール蓋を売るのは、私もテレビで見えています。なかなか面白い取組と思っているところです。蓋については、逆に古くなって、傷んでいるような状態が、味があって、これが良いみたいなこと言っているような状況でございました。土浦市の場合、マンホールの蓋については、だいぶ老朽化している所も多くて、交通量多い所は交換等もやっているとところがございます。その蓋については、撤去した後は、処分ということをしておりますが、私も新聞記事を見て、担当者とも話して、今度何かできたら良いなということも思っているところがございますので、やれるかどうかは今後検討させてもらいますけれど、前向きに考えたいと思っているところです。別な方法もあるかもしれないですけど、売るというわけではなく、下水のPRをするという意味でも何かしら方法がないかなということは考えております。

○竹内委員 水戸の担当課の職員も、NHKのテレビで出てきたけれど、要するに捨てるものは売れるわけで、結構それを高値で買うコレクターがいるようで、それは新しい歳入になっているわけよね。土浦市も今年は無理にしても、そういう良い事例を勉強して、検討してください。

○室町下水道課長 今後勉強して検討させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○寺内委員 滝田課長だと思うのだけれど、年に1回草刈りって言ってたよね。そうすると、イオンの周りの土手の所や浄水場の所とか、草がもの凄くあって、道路のほうに掛かっている、道路の所だと車に掛かると嫌だから、避けて飛び出してくるんだよね。そうすると、正面衝突になるような可能性があるんだよ。ところが、市道だったら、市でやりなさいってことがあるのだけれど、県道だった場合には、県でやらしてもらわないといけないというなら、事故起こるまで待っているのですかって話になる。イオンみたいに人が集まる所は、表通りを通ってくればいいよ。ところが、土手のほうを通る人もいれば、今度学園のほうに抜けてくることもあるわけだよね。そういう所に限って、植木が被っているのよ。だから、そういう所はやらないと、事故に

なってからやるのでは、遅過ぎると思う。市民の人は、これは市道とか県道ということは分からないから。だから、土浦市の所にあるのが、そのようになっていたら、何で土浦市はやらないのだろうなって話になるので、そういう所は、べらぼうにお金が掛かる所ではないから、少しやってくださいよ。じゃないと、県のほうに言ったけれど、なかなか県がやってくれなかったら、そのままになるわけだから。だから、やはりそういうところは早急にやらないと、車同士が衝突してからでは、どうしようもないのでね。緊急性があるからやってくれと頼んでいるのだから。緊急性がなければ、年に1回なので、十分だと思うんだけど。やっぱり、土浦学園線の所だって、本当に歩道に草が掛かっているよね。やはりそういう所を目にしているなら、やるときには思い切りやらないと。予算はこれしかないからといって、地域住民に迷惑が掛からないように上手く選定はやってくださいよ。県道とか国道とか市道は関係ない。車が通った時に、障害物があるから、避けて、事故になって、草があったから事故になったんだよと言ったら、誰が責任を取るんだという話になるんですよ。やはり、市民は国道とか県道とか市道は分からないから、そういう障害物があったら、すぐにそのやつはやってくださいよ。県のほうに頼むのは構わないけれど、やっぱり県だって、予算がないからどうのこうのって後回しになって、事故になってからでは、誰が責任を取るんだということになりますから。みんな運転が上手ければいいけど、運転があまり上手くない人は、本当に少し避ければいいものを、危ないぐらいに出てくるからね。だから、そこは少し考えてやってくださいよ。答弁はしなくていいから、何回か言っているから。それは積極的に取り組んで、やってください。

○平石委員長 要望ということでよろしいですね。そのほか、ございますか。

○三浦住宅営繕課長 先ほどの下村委員の権利使用料ですが、単価データの使用料でございます。以上です。

○平石委員長 下村委員、よろしいでしょうか。

○下村委員 はい。

○平石委員長 分かりました。それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。再開は午後1時再開です。どうぞよろしくお願いいたします。

(午前11時42分休憩)

(午後1時再開)

○平石委員長 休憩前に続き、認定の審査を行っていきたいと思います。まず、浅岡道路建設課長からどうぞ。

○浅岡道路建設課長 道路建設課です。午前中に御質問があった件、2点ほどお答えさせていただきます。まず、1点目ですが、海老原委員のほうからありました急傾斜地崩壊対策事業のうちの、私有地と市有地、負担割合の件でございますが、市有地の場合、茨城県のほうの補助がなくなりまして、国の補助が45%、市の補助が55%ということでございます。県の分を市が負担するということで、55%ということになっております。それからもう1点、橋梁の老朽化の割合ですが、午前中に私が違うことを言ってしまったことがあるので、訂正させていただきます。橋梁の点検は判定が四つほどございます。判定1は健全。判定2というのが予防段階。判定3というのが早期措置段階。判定4というのが緊急措置段階ということでなっております。その数でございますが、判定1が240橋ある中の60橋が健全ということでありまして、判定2が176橋。判定3が3橋。判定4が1橋でございます。判定1に関しましては、60橋。判定4の1橋というのが、ひばり団地の裏側に備前川に架かっている橋ですが、あそこに関しましては、橋の上部工を撤去して、通行止めという形をとっている状況でございます。判定3に関しましては、常磐道5号橋、常磐道6号橋、並木橋ということで、並木三丁目に架かる橋と並木四丁目に架かる橋と、西並木の125号に架かる橋の3橋でございます。原因としましては、道路の伸縮装置、ジョイントの部分、ネジの部分なんですけど、そこの若干の変形と、ボルトの腐食が進んでいるということで判定3が出ています。判定3の措置としましては、検査をやった5年後の時までに、何らかの措置をなささいという。決まりになっていません。こちらに関しましては、来年度設計等を行いまして、8年度に修繕をするという計画になっておりますので、そういった結果の報告をさせています。老朽化の割合につきましては、私のほうでは、判定3以上が出た橋が老朽化した橋かなということで判断させていただいております。以上でございます。

○海老原委員 答弁の中で、判定3の橋梁が並木に集中しているから、あそこは固いはずだけど、地盤も何か関係してるのかな。

○浅岡道路建設課長 下の地盤というよりは、たまたまそこがくっついている所があったので、作った、欠けた時期とかが、そういった関係で、一度に集中したのかなと。地盤というわけではないかと思えます。

○海老原委員 工事をやった業者も一緒ですか。

○浅岡道路建設課長 すいません。工事業者のことまでは、現在把握していません。

○坂本農林水産課長 午前中に海老原委員から御質問がありました農林の
林業振興対策事業の中の平地林里山林整備補助金の実績につきまして、お答
えいたします。昨年度は田村町と永井の2か所を行いました。2か所の合計
で2,973平方メートルになります。以上でございます。

○平石委員長 海老原委員、よろしいでしょうか。

○海老原委員 はい。

○沼尻商工観光課長 午前中の海老原委員からの市民山車の修繕の件です
が、現在の観光協会のほうで所有しております、平成20年頃に車軸のほ
うの修理をしております。それから、平成10年には人形を直すなど、細々
とした所の修繕を行っているということでございます。以上です。

○平石委員長 海老原委員、よろしいでしょうか。

○海老原委員 はい。

○平石委員長 つぎに、第7款の第4項、第5項と第11款について、説明
をお願いします。

○鈴木都市計画課長 それでは、決算書の184ページをお願いいたします。
4項都市計画費でございます。私からは、1目都市計画総務費、備考欄を用
いまして、主なものについて説明いたします。備考欄、二つ目の項目でござ
います。都市計画一般事業のうち、備考下段、18節、負担金補助及び交付
金の負担金につきましては、茨城県都市計画協会をはじめ記載団体への負担
金となっております。185ページをお願いします。地域公共交通確保維持
改善事業です。こちら、18節負担金補助及び交付金のうち、負担金につ
きましては、地域公共交通活性化協議会負担金やつちうらMaas推進協議
会等の負担金となっております。補助金につきましては、霞ヶ浦広域バスや
千代田神立ラインの運行補助金のほか、令和5年度から開始しました三輪自
転車の購入費用の補助金となります。つづきまして、地域地区等調査事業に
つきましては、都市計画の定期的な見直しを実施するに当たり、本市におけ
る土地利用の現況等を踏まえまして、用途地域の見直しなどの検討を行うた
めの調査委託料等となっております。186ページをお願いします。まちづ
くり活性化バス運行支援事業につきましては、NPO法人まちづくり活性化
土浦で運行しているキララちゃんバスに対する事業補助となっております。
自転車ネットワーク整備事業につきましては、矢羽根配置計画の設計委託料
のほか、自転車ネットワーク整備工事費につきましては、路面上の矢羽根の
整備工事、繰越分につきましては、つくば霞ヶ浦りんりんロードにおける案

内サインや路面標示を行ったものでございます。つづきまして、スマートインターチェンジ整備事業です。スマートインターチェンジの準備段階調査箇所選定に向けた、詳細な事業費の算出をするための委託料となります。繰越分の設置検討調査委託料につきましては、関係機関との協議の中で変更となった事案について対応したものとなっております。つづきまして、歴史的風致維持向上計画策定委託料につきましては、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、令和4年度、5年度の2か年で策定したものととなります。187ページをお願いいたします。地域交通関連事業者運行継続緊急支援事業につきましては、国の交付金を活用し、バス事業者やタクシー事業者、代行業者に対して支援を行ったものでございます。そして、公共用地先行取得事業特別会計繰出金及び下水道事業会計繰出金につきましては、それぞれの事業に対する繰出金となっております。185ページにお戻りいただきまして、18節負担金補助及び交付金をお願いいたします。こちら、不用額が大きい額となっておりますが、主なものとしたしましては、つちまるバスの乙戸南を入れる予定でしたが、先日御報告させていただきまじたとおり、運転者がいなくて、運行できなかったというところで、ぎりぎり粘ったんですが、不用額となっております。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課でございます。決算書187ページをお願いいたします。2目都市施設管理費は、土浦駅、荒川沖駅、神立駅東西の駅前広場、川口ショッピングモールなどの都市施設の維持管理などに要する経費でございます。それでは、主な節につきまして御説明させていただきます。12節委託料は、都市施設の清掃や保守点検などの委託料となっております。つづきまして、188ページをお願いいたします。14節工事請負費、備考欄を御覧ください。土浦駅東口のペデストリアンデッキ及びうらら大屋根広場屋根修繕につきましては、突発的な修繕工事となっております。2目の説明につきましては、以上でございます。

○齋藤建築指導課長 つづきまして、3目建築指導費について御説明いたします。建築指導費は建築指導課の事業のほとんど賄っているというものになります。まず1節報酬は、会計年度任用職員及び建築審査会の委員報酬です。2節給料から4節共済費までは職員の人件費です。8節旅費は、会計年度任用職員の交通費等です。10節需用費につきましては、主に消耗品費等となっております。11節役務費につきましては、建築基準法に基づく特定行政庁としての団体賠償責任保険料でございます。12節委託料は、建築確認

窓口全般事務等委託料、既存建築物の耐震診断委託料、建築基準法の指定道路台帳更新のための委託料となっております。なお、指定道路台帳更新のための委託料につきましては、事業費確定後、一部を消耗品費へ流用し、その他は減額補正をしております。13節使用料及び賃借料につきましては、建築行政共用データベース、通常の業務で使いますソフトウェアですが、そちらの使用料となっております。18節負担金補助及び交付金は、負担金につきましては各種協議会の負担金、それから補助金としましては、木造住宅の耐震改修工事に係る費用への補助1件分、ブロック塀の安全対策費補助金4件分となります。なお、緊急輸送路沿いの建物の耐震診断費用への補助については未実施のため、減額補正をしております。以上です。

○**福澄都市整備課長** 同じく189ページ、4目土地区画整理費について説明させていただきます。右側の備考欄でございますが、神立駅西口地区土地区画整理事業でございますが、18節負担金、こちらは土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の負担金でございますが、事業費及び事務費として人件費、こちらを負担しているものでございます。その下段でございますが、インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業、こちらですが、12節委託料は地区全体の測量、基本構想の見直しなどを行ったものとなります。土地区画整理は以上です。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。190ページをお願いします。5目常名虫掛線街路事業費は、並木地内市道I級44号線から虫掛新田地内まで、延長1,435メートル、幅員16メートルの道路整備が完了した部分を含め、現在未整備区間となっております、県道部分における事業の経費でございます。備考欄、12節委託料ですが、未整備区間の延長565メートルの道路の詳細設計及び排水の修正設計の委託料です。つづきまして、6目田村沖宿線延伸道路整備事業費は、おおつ野地内の国道354号、おおつ野団地入口交差点から神立東二丁目を経由し、かすみがうら市との行政界までの延長2,900メートル、幅員14メートルの道路整備に要する経費でございます。補正予算につきましては、用地交渉が難航しているため、それに係る公有財産購入費と補償補填及び賠償金を減額補正したものと、工事請負費として、国に交付金を見込んでおりましたが、交付金が下回ったため減額補正をしたものでございます。備考欄、田村沖宿線延伸道路整備事業の12節委託料は、道路線形に関する修正設計を実施したものです。その下、14節工事請負費ですが、現年度予算と繰越予算併せて4工区分の工事を実

施したものでございます。191ページをお願いします。7目荒川沖木田余線街路事業費でございます。川口二丁目地内、ローブ前交差点から木田余地内の国道354号交差点までの延長2,300メートルについて、現況幅員18メートルを計画幅員25メートルに拡幅整備し、4車線化するもので、その事業に要する経費でございます。主な事業について御説明いたします。荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業でございます。12節委託料は、Ⅰ期事業区間における草刈のほか、工事が完了したのちに行う境界復元測量を実施した経費でございます。14節工事請負費は、Ⅰ期事業区間において、繰越明許費と現年度合わせて、4件の道路改良工事を進めたものでございます。その下、荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業でございます。11節役務費でございますが、繰越明許費と現年度を合わせて、不動産鑑定と物件補償算定を実施したものでございます。12節委託料ですが、境界を確認する用地測量に係る経費でございます。21節補償補填及び賠償金です。こちらは、建物撤去に係る補償金でございます。192ページをお願いします。8目木田余神立線街路事業費でございます。神立公園北側の交差点から神立病院の東側を通り、かすみがうら市へと至る、延長328メートル、幅員12メートルの道路整備に要する経費でございます。補正予算につきましては、用地交渉が難航しているため、それに係る役務費、公有財産購入費と補償補填及び賠償金を減額補正したものと、工事請負費として、国の交付金見込んでいたましたが、交付金が下回ったため減額補正をしたものでございます。備考欄の14節工事請負費ですが、用地買収が完了した箇所の工事を一工区実施したものでございます。道路建設課は、以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課でございます。同じページの192ページ下段をお願いします。9目公園費は、公園及び緑地などの維持管理に要する経費でございます。つづきまして、193ページをお願いします。それでは、主な節につきまして御説明させていただきます。12節委託料及び14節工事請負費は、公園の維持管理、清掃などの委託料及び施設修繕工事費となります。つづきまして、194ページをお願いします。備考欄の12節委託料は、遊具点検や亀城公園遊具更新設計などの委託料です。また、14節工事請負費は、乙戸沼公園の大型複合遊具の更新などで、遊具の更新、補修を計画的に進めております。つづきまして、10目霞ヶ浦総合公園整備事業費は、霞ヶ浦総合公園の維持管理に要する経費でございます。12節委託料は、霞ヶ浦総合公園の管理委託料、風車周辺の草花の

植付け及び花蓮植替えなどの管理に関する経費となります。また、14節工事請負費のテニスコート人工芝張替工事費は、テニスコート2面分の張替工事、施設改修工事費は、パーゴラ及び園路の改修工事で、利用者の利便性の向上を図ったものです。つづきまして、11目総合運動公園建設費につきましては、常名運動公園建設に伴う取得済み用地の維持管理に要する経費となります。195ページをお願いします。12節委託料は、取得済み用地の草刈等の委託料となります。9目から11目の説明につきましては、以上でございます。

○福澄都市整備課長 つづきまして、12目開発費について説明をさせていただきます。備考欄の下のほうになりますが、中心市街地活性化基本計画管理運営事業でございます。こちらにつきましては、12節委託料、こちらを使いまして、第3期目となる中心市街地活性化基本計画を策定したものとなります。その下、まちなか定住促進支援事業は、子育て、新婚世代に住宅の家賃の補助や購入の補助を行ったものとなります。つづきまして、196ページをお願いします。土浦港周辺広域交流拠点管理運営事業、こちらは主にりんりんポートの運営管理の委託料となっております。その下の中心市街地まちなか再生事業、こちら12節委託料となりますが、中心市街地まちなか再生コーディネート委託料としまして、中央地区で子育て支援施設と民間施設の複合施設、こちらについての基本構想を策定したものとなります。説明は以上となります。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、同じく196ページの下段、5項住宅費、1目住宅管理費について御説明いたします。住宅管理費につきましては、市営住宅の管理運営に係る経費が、主でございます。予算の補正につきましては、この後御説明いたします、住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業について、5年度に支払うべき委託料が確定したなどにより、減額補正を行ったものでございます。それでは主な項目につきまして御説明いたします。はじめに、備考欄の丸印の二つ目公営住宅管理運営事業の10節需用費中の修繕料につきましては、市営住宅の修繕に係る経費でございます。昨年度は359件の修繕工事を実施しております。次のページをお願いいたします。12節委託料は、受水槽や高架水槽、給水ポンプ、エレベーター等設備の保守点検や、草刈、石綿の有害物質調査、定期点検など、市営住宅の維持管理に関する業務委託の支出でございます。つぎに、中段にあります丸印の一つ目、板谷住宅維持管理事業

をお願いいたします。この事業は、若松町にあります板谷第二住宅について、空き家となった簡易耐火2階建ての建物2棟の老朽化が著しいことから、解体工事を実施したものでございます。つづきまして、丸印の二つ目、住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業でございます。住生活基本計画につきましても、住宅分野の施策を総合的に推進するため、昨年度から2か年をかけて策定作業を進めており、来年4月からの計画実施を目指すものでございます。つぎに、丸印の四つ目、住宅リフォーム助成事業につきましても、居住環境の維持向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム経費の一部を助成するものでございます。次のページをお願いいたします。上部備考欄にございます三つの事業につきましても、全て市営住宅の長寿命化に係る事業でございます。都和テラス住宅につきましても、4年度から継続的に外壁の改修を進めておりました、昨年度は10棟の塗装工事を実施しております。最後に中村住宅につきましても、老朽化した給水管の更新工事を38戸について実施したものでございます。説明は以上となります。

○坂本農林水産課長 つづきまして、農林水産課です。恐縮ですがページが飛びまして、244、245ページをお願いいたします。11款災害復旧費、1項、1目農業施設災害復旧費につきましても、台風により被害を受けた農業者が、農協関係の資金で融資を受けて、農業用施設等の復旧をする場合に、農業者の負担軽減のために、県と協調して利子助成を行うものです。18節負担金補助及び交付金は、平成30年の台風24号分の継続案件5件と、令和元年の台風15号・19号の継続案件4件分の利子補給金になります。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○下村委員 185ページ、地域公共交通確保維持改善事業の中で、地域公共交通活性化協議会の負担金と、つちうらMaaS推進協議会の負担金、これの構成しているメンバーと、それぞれどれぐらい負担しているのかわかるのかを分かれば、教えてください。

○鈴木都市計画課長 はじめに、地域公共交通活性化協議会のメンバーは、一般市民の代表ということで利用者。つぎに、交通事業者、国や県の交通担当者が委員となっております。そして、つちうらMaaS推進協議会は、関東鉄道株式会社の社長が会長になってまして、そこを中心として、行政でい

いますと、土浦市とかすみがうら市、あとは筑波大学、麗澤大学、あとは関東鉄道のほうでお声掛けしている一般企業の方が委員となってやられております。そして負担金のほうにつきましては、こちらに示してあるとおりなのですが、地域公共交通活性化協議会につきましては、つちまるバスの運行経費とか、その他もろもろ含めたので、こういう大きな金額となっております。というのが、コミュニティバスを運行する際には、この活性化協議会に必ず通すというルールがございまして、そこで運行が決まったら、ここで運営っていうのは、実質は市でやるのですが、協議会でやるという体で行っておりますのでこのような額になっております。そして、つちうらM a a S推進協議会につきましては、いろいろな実証実験を行う中で、土浦市にこれだけお願いできないかというところで依頼された負担金でございまして。

○**下村委員** ありがとうございます。よく分かりました。あともう一つは、195ページのところに、12目で開発費というのがあって、その中で説明がなかったのですが、私の考えが違うのか分からないのですが、土浦桜インター付近の土地区画整理をしようとしている時に、何か土浦市としては、土地区画整理組合のほうにお任せだから、費用が出てこないのかどうかっていうのは、その辺のことについて御説明いただければと思います。

○**福澄都市整備課長** 桜土浦のお話だと思いますが、そちら189ページ。こちらインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業、こちらで委託料を見ているのが状況です。開発費ではなく、土地区画整理費となっております。

○**下村委員** 分かりました。桜土浦のその辺、どのぐらい費用が掛かっているのですか。

○**福澄都市整備課長** 委託料、こちらの全て職員の手当等も含んで、総事業費4,000万円でございます。

○**下村委員** ありがとうございます。よく分かりました。もう一つ。193ページで、これは公園のほうですが、9目の公園費の中の12節に委託料がありますが、乙戸沼公園駐車場開閉施錠委託料というのが、88万3,300円があるんですね。これは乙戸沼公園の公設市場に入っていく所の正門の施錠だけですか。

○**中島公園・施設管理課長** 今御案内いただきました市場から入る、第1駐車場といいますけれども、そちらと、あとその先にテニスコートがあるかと思っております。そちらに第2駐車場がございまして、そちらの施錠に関する経費となっております。こちらにつきましては、あそこに車を置いて、例えばゴ

ルフに行ってしまうとか、そういったことが以前見られたということで、市場の管理会社に隣接して安くできるということをお願いしているという内容になっております。

○**下村委員** 追加で、少しお話をさせてもらいたいのですが、あそこに乙戸ファミリースポーツ公園っていうのがあるんですね。そこから調整池に入るフェンスがあって、作門があるんですよ。そこは施錠してないんですね。大雨が降ると、あそこは結構水位が上がってくる。だから、やっぱりその管理も下水道課なのかな。その管理が分からないのだけれど、そこら辺はよく相談して、施錠をしてほしい。なぜかという、大雨が降った時は、危険だって言われてるんですよ。入らないだろうけど、無理に入る方がいたら困るという地域の中で要望がありますから、そこら辺をお考えいただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○**中島公園・施設管理課長** 今御意見いただきました地元の声も吸い上げながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**下村委員** 長々とすみません。あとは197ページの1目で住宅管理費というのがありまして、13節に使用料及び賃借料の借地料で637万2,000円ほど入っていますが、これはいろいろな市営住宅の、点在している所の総額なのでしょうか。借りている土地の。それか1か所なのか。

○**三浦住宅営繕課長** 賃借料につきましては、3住宅につきまして、借地しておりますので、その3住宅の賃借人に借地料を払ったものでございます。

○**下村委員** 借地をしている所は、駐車場か住宅なのか、教えてください。

○**三浦住宅営繕課長** 建物が建っている所もございまして、一部駐車場もございまして。

○**下村委員** 土浦市が必要とするものであれば、当然購入するということが前提に、借地をいつまでも続けないというのが一番良いのかなと思うのですが、これは皆さんの執行部側のお考えなのだろうけど、先々のことを考えていけば、借りているというのは、突然に返されると非常に難しいところもあるし、問題が発生するし、貸している人も問題が後から発生するから、買上げを考えていただければと思うのだけれども、いかがでしょう。

○**三浦住宅営繕課長** 検討をさせていただきたいと思うのですが、3住宅につきましては、比較的古い住宅が多くございまして、これからの建替え等も含めまして、検討させていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○竹内委員 194ページ、霞ヶ浦総合公園ですが、6月の議会で霞ヶ浦総合公園のあり方検討委員会、昨年は予算未執行で終わりましたが、本会議の後から3か月が経っていますけれども、あり方検討委員会というのは、前年度に踏襲して、また未執行なのか。それとも、今何かやっているのか。よろしくをお願いします。

○中島公園・施設管理課長 御説明が漏れたかもしれません。194ページに繰越額759万円ということで、委託料を繰越しさせていただいております。こちらが先ほどの、あり方の検討調査ということで、調査の委託料になっておりまして、今年に契約を結びまして、繰越しをしています。この検討調査の内容につきましては、霞ヶ浦総合公園、今後民間の資金を導入して公園をリニューアル等をしていこうということで、6月から進捗部分につきましては、事業者へのヒアリングを行っております。いろいろ意見がございまして、そちらの結果につきましては、まとまりましたら、委員会に報告をさせていただきたいと思っております。ちなみにその委託につきましては、今月末が委託の期限になっておりますので、12月の前の委員会で御報告させていただきたいと考えております。

○竹内委員 いずれにしても、これは本会議のやりとりの中で、明快に、あり方検討委員会で成果品を出すんだと言っているのだから、前年度みたく予算未執行ということにならないように。ただ、どこの地区の公園でも、PFIとかで民間にいろいろ丸投げしてやっている所もあるけれども、なかなか十分な成果品にはなっていないので、委員会でその都度、報告をお願いしたいと思っております。

○中島公園・施設管理課長 今、御指摘いただいたとおり、確かに民間資本を入れていくというのは難しい面もございまして、今のところ、好意見もございまして、そこはそことして進めさせていただきながら、報告させていただきます。今回の委託、霞ヶ浦総合公園を対象に行ってますけれども、このノウハウをほかの公園にも生かせればということで、今調査を進めさせていただいておりますので、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○竹内委員 洞峰公園も、PFIをどうのこうのとか、民間の主導でやるのかあったけれど、そこから揉めたわけだから。いずれにしてもこの公園に対して、あっちもこっちもみんな民間導入でと言うけれど、必ずしも成果品が良いものばかりではなく、揉めていますから。だから、このあり方検討委員会の審議内容とか、いろいろな方向づけについては委員会で、分かる次第で

報告をしてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○中島公園・施設管理課長 つくば市の事例というのが、我々も肝に銘じて、調査していかなければならないということで、既存の利用者、周辺の状況などもあります。つくば市は周辺が住宅地で、霞ヶ浦は比較的、水道事務所とか、湖畔沿いなどといった特徴がありますので、当然御指摘いただいたことも視野に入れながら、進めてまいりたいと考えております。

○竹内委員 193ページ。昔からこだわっているのですが、生垣設置条例に伴うところの生垣の普及率はどうかというのですけれども、これは東日本大震災で、相当のブロック塀、壁石が壊れて、そして新しく生垣というのを重要視しようという本会議のやり取りがあったのですが、この生垣設置条例は、補助の上限が25万ぐらいで出してくれるのかな。15万円かな。これは、どのぐらいの申請件数が来て、どのぐらい実施されているのかね。

○中島公園施設管理課長 平成5年に始まりまして、令和5年度で170件、申請をいただいております。御案内のとおり、地震が起こり、緑化がクローズアップされるなど、そういった時代には増えるということです。

○竹内委員 申請件数が大分増えたんだ。良いことだよ。できるだけ広報紙とかも載せてね。東日本大震災以降、そのままの所の家もあるけれど、生垣みたいなものを敷設することによって、倒壊を防ぐわけですから。ブロックは危ないんだよ。だから、これ生垣のほうに、広報紙とかで宣伝してください。170件は増えたほうだよ。良いことだと思います。

○寺内委員 浅岡課長、荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業あるよね。何人地権者がいて、同意率は何%なのか教えてもらえる。

○浅岡道路建設課長 すいません。確認しまして、後ほどお伝えいたします。

○寺内委員 後で、いいよ。

○平石委員長 後ほど、資料のほうよろしくお願ひいたします。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つぎに、特別会計について、説明申し上げます。

○福澄都市整備課長 公共用地先行取得事業について248ページ、249ページをお願いいたします。こちら、公共用地先行取得事業特別会計につきましての御説明です。まず、下段の歳入のページでございます。収入済額でございますが、3億6,127万9,929円となっております。次の1ページが歳出となっております。こちらも下段の部分、同額の3億6,127

万9,929円となっております。詳細について、事項別証明で説明させていただきますので、254ページをお願いいたします。歳入でございます。1目の1節一般会計繰入金でございますが、こちらは中央一丁目市街地再開発事業用地取得事業や、川口二丁目用地取得事業などの用地取得事業債の元利償還金を一般会計から繰入れているものでございます。255ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項の公債費、こちら歳入と同じく、中央一丁目地区や川口二丁目地区などの用地事業の償還金でございます。358ページをお願いいたします。358ページの下段は、実質収支に関する調書でございます。こちら御覧のとおり、歳入歳出ともに、3億6,128万円となりまして、実質収支につきましては0円となっております。説明は以上となります。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園施設管理課でございます。駐車場事業特別会計につきまして、御説明いたします。決算書258、259ページをお願いします。まず、右から4列目の一番下、歳入の収入済額合計でございますが、8,889万301円となっております。260ページ、261ページを御覧いただきまして、歳出の右から4列目一番下、支出済額合計でございますが、7,707万5,518円となります。詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、264ページをお願いいたします。歳入となります。1款、1目駐車場使用料は、直営1か所の市営駐車場の利用料金でございます。2款、1目繰越金は、令和4年度の決算余剰金となります。3款、1目雑入は、駐車場指定管理者納付金で、コロナ禍からの回復に伴います駐車場利用料金の増により、増額補正をさせていただいております。つぎに、265ページの4款、1目利子及び配当金は、積立金収入でございます。つぎに、歳出につきまして、御説明させていただきます。266ページをお願いします。1款、1目業務管理費は、6か所の駐車場の維持管理に要する経費となります。13節使用料及び賃借料は、土浦駅東口及び荒川沖駅東西口にありますパークロック駐車場の精算機などの管制システム機器のリース料及び駅東西駐車場のLED照明器具などの賃借料です。14節工事請負費は、駐車場精算機の新紙幣対応機器への改修工事となっております。24節積立金は、財政調整基金積立金へ積立を行い、今後の施設の大規模改修及び機器更新などに備えるものです。つづきまして、267ページをお願いします。2款公債費は、土浦駅東駐車場の大規模改修及び駅東西駐車場のエレベーター改修に伴う償還金となります。恐れ入りま

すが、実質収支になります。359ページをお願いいたします。上の箱が、駐車場事業の実質収支に関する調書です。歳入総額8,889万円、歳出総額7,707万5,000円、差引1,181万5,000円です。駐車場事業特別会計の説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○室町下水道課長 つづきまして、下水道課でございます。345ページをお願いいたします。農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明させていただきます。346、347ページをお願いいたします。歳入の総括表でございます。1款の分担金及び負担金から、7款の市債までの歳入総額につきまして、収入済額の合計欄のとおり、1億3,194万5,761円となり、予算現額に対して97.6%の収入率でございます。つづきまして、348、349ページをお願いいたします。歳出の総括表でございます。1款の農業集落排水事業費から3款の予備費までの歳出総額につきまして、支出済額の合計欄のとおり7,323万6,446円となり、予算現額に対して、54.2%の執行率となっております。なお、執行率が低い状況でございますが、令和6年度から公営企業会計に移行したことから、3月末にて打切り決算としたため、未執行の支出については、今年度初めに執行している状況でございます。支出の詳細は、事項別明細書で説明をさせていただきます。352、353ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。はじめに、1款分担金及び負担金、1目受益者分担金は、整備事業費の一部を受益者に負担していただくものでございます。5年度は、6件の新規加入者から、受益者分担金をいただいております。つづきまして、2款使用料及び手数料、1目農業集落排水使用料は、6地区の処理区域合計の接続戸数1,147戸分の使用料でございます。つづきまして、3款国庫支出金、1目農業集落排水事業国庫交付金は、農業集落排水施設機能強化対策事業計画策定委託料に伴う国からの補助金となります。つづきまして、6款繰越金、1目繰越金につきましては、令和5年度に繰越したのち、一般会計へ繰出すものです。つづきまして、7款諸収入、1目雑入でございます。こちらは、福島原子力発電所の事故に伴う損害賠償金で、5年度に支出しました処理場汚泥の放射能測定費に対する原子力損害賠償金でございます。つづきまして、354、355ページをお願いいたします。支出について、御説明いたします。右の355ページをお願いいたします。1款農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業管理費は、処理場6か所とマンホールポンプ66

か所および、管路施設の維持管理費となっております。主な内容の説明について、12節委託料は、処理場や中継ポンプの維持管理に関する委託料などでございます。つづきまして、丸の二つ目、農業集落排水施設機能強化対策事業、12節委託料については、供用開始後20年を経過した処理施設について、施設の長寿命化及び機能強化の計画に基づき、計画的な改築、更新を行うもので、平成元年度に供用開始しました高岡地区について、事業計画書作成に伴う調査・計画策定、経済効果算定業務を行ったものです。つづきまして、備考欄最終行の、地方公営企業法適用化移行事業の12節委託料については、令和6年度より企業会計に移行するための委託料でございます。つづいて、356ページをお願いいたします。つづいて、2款公債費、1項公債費は、財政融資資金や地方公共団体金融機構への償還金の元金及び利子分となっております。最後に361ページの実質収支をお願いいたします。こちらの表が、農業集落排水事業の実質収支に関する調書でございます。収入総額が1億3,194万6,000円、支出総額が7,323万7,000円、差引額が5,870万9,000円で、繰越財源はございません。実質収支は5,870万9,000円となり、令和6年度の公営企業会計に移行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。それではここままで、御質問等はいかがでしょうか。

○竹内委員 不納欠損額は、結構ゼロなのよね。収入未済額がとても多いのだけど、これの中身を教えてください。

○室内下水道課長 346、347ページの収入の決算書の1款分担金及び負担金。こちらにつきましては、収入未済額について508万2,980円となります。こちらについては、農業集落排水の分担金ということになりまして、平成6年から平成20年までの間に賦課した受益者分担金が未済額となっている状況でございます。本来であれば、5年で時効を迎えるところですが、既に全て時効を迎えているようなところで、実際財産があるような形になっております。こちらは、徴収はできませんので、今後不納欠損の処理をやるような方向で動いているところでございます。もう1点、2款の使用料でございます。こちらの収入未済額が2,239万3,646円ということでございます。こちらにつきましては、平成12年から昨年度までの額でございます。この約2,200万円のうち、時効を迎えているものについて、約1,400万円ありますので、これも同様に不納欠損にしなければなら

らないということで、今後処理を行う予定であります。

○竹内委員 これ結局、不納欠損のほうに、みんな回っていくわけ。

○室町下水道課長 そのような形になります。

○下村委員 農業集落排水事業の受益者分担金というのは、例えば公共下水道は、宅地の1平方メートル当たりの単価があるのだけれども、農業集落排水事業はどういうような受益者分担金になっていくのでしょうか。

○室町下水道課長 農業集落排水事業の受益者分担金ということでございますが、こちらの6地区、処理分区がそれぞれありまして、それぞれの所で事業費の一部を負担するというので、その地区によって様々ですけれど、下水道の場合は面積ということでございますが、農業集落排水事業につきましては、一戸当たりということになってございます。簡単に紹介させていただきますと、一番低額の所に関しましては、土浦の西部地区が一戸当たり、受益者分担金が22万6,900円。一番高額になりますと、沢辺地区が一戸当たり54万2,100円ということで、こちらはその事業費等によって様々でございますが、それぞれそのような形になってるところでございます。なお、例えば下水道の場合は面積でやっていますけれど、こちらについては、一戸当たりなので、例えば、その上で分家して、もう1回同じ敷地の中にもう1個、分筆して、柵をつけるとなると、また再度この額がかかってくるような状況が出てきます。

○下村委員 ありがとうございます。農水省の補助金で設置した処理場があるから、少し違うんだよってということですね。地区ごとに違うから。だけれども、公益の下水道というのは、公営企業会計のほうに入っていたときには、都市部の人との価格差を感じたら、不公平と言われかねないところもあるのかなとは感じるんだけど、その説明をしっかりとできるようにしておいたほうが良いのかなと思います。

○室内下水道課長 農業集落排水事業と公共下水道事業につきましては、料金もそれぞれ別々の体系で管理していますので、そこは不公平感がないように、今後対応させていただきたいと思います。

○島岡委員 駐車場で、総額で幾ら入っているというのは分かりますか。ここでは、実質収支に関する調書で8,889万円という数字ですが、例えば1回入ったら200円が掛かりますよっていうのを、全部出していったら、幾らになるかというのは、分かりますか。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。いわゆる駐車

場の利用料金の総収入というのがございます。令和5年度におきましては、先ほどの6駐車場と平面の駐車場がございます。全部合わせまして、1億4,629万1,111円となっております。

○島岡委員 民間から考えると、1億4,000万円入っていて、手取りが1,100万円というのはあまりにも寂しいような気がするのですが、委託とか、機械のメンテナンスとかあるんですよね。1億4,000万円が全部で、残りが出て単純に考えると、1,181万円ということですよ。

○中島公園・施設管理課長 収支を御説明させていただきたいと思うのですが、先ほどの1,100万円というのが、市への収入とか差引いた繰越金になります。令和5年度でいきますと、指定管理者に変わった、その前は直営でしたので、1億4,000万円が直接市に入る。しかし、数千万の委託料を払うという仕組みでしたが、令和5年度の指定管理者に伴いまして、6,737万2,000円が収入として入っております。一方で、支出のほうは0円ということで、管理委託料というのはないという形になります。

○島岡委員 6,700万円が土浦市に入ってるということですよ。分かりました。

○平石委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

○浅岡道路建設課長 先ほど寺内委員からありました荒川沖木田余線(Ⅱ期)整備事業についての人数ですが、25人中、5人の契約をいただいております。報告が遅くなってすいません。

○寺内委員 同意率はどのぐらいもらっているの。25人中5人だったら、20人を今から説得していくの。売ってくれって。

○浅岡道路建設課長 そのとおりです。

○寺内委員 地権者を全部集めて、同意率は取らなかったの。どのぐらいかって。行き当たりばったりでいっちゃったの。

○浅岡道路建設課長 事業が始まる前に、地元説明会のほうはやりまして、その時は反対とかそういった意見はございません。ただ個別に、用地交渉等を行って、契約をいただいたのが5人ということになっております。

○寺内委員 集めた時に反対がなかったのなら、大体同意率は100%だろうよ。だって、私は反対ですって言ってないんだから。それならどんどん行けば、もう少し早く終わるんじゃないの。ただお金が伴わないからということなんだろうと思うけど。やっぱりあそこの所は、一番道路が混んでいる所だから、早急に4車線に広げてもらわないといけないんだよね。だから、お

金がないから5件、今度3件、今度2件っていったら、あそこ4車線にするのに何年掛かるのっていうふうになると思うんだよ。やはり土地だから、結局いろいろなものが上がってくると、その時には3,000万円でもいいよって言ったけれど、悪いけど3,000万円では売れないから、今度は3,300万円にしてくれっていうことになっていくわけだから。今の地価で買えるのだったら、買ってあげばいいなと思うんだよ。工事はその後だと思うけれど、やっぱりその土地を買ってからではないとできないから、その土地を買うようなことだけをやっついていかないと。例えば、3年後にあそこ4車線なんの。5年後、10年後ってなると思うんだよ。あそこを早く4車線にしてもらいたいっていうのが、常に利用している市民の願いだと思うんだよ。だから、確かに5人のやつを契約したというのは大体分かるよ。でも、1年で1人でも2人でも多く、契約を持っていくようなことでやっついていかないと。完成までには、工事が入ってくるのだから、本当に3年、5年はあつというまに過ぎていくので、そこのところだけ。反対があつたらしょうがないけど、同意率で反対する人がありませんということなんだよね。説明会の時に。だったら徐々に土地の買上げを進めてくださいよ。それは答弁しなくていいよ。

○平石委員長 よろしくお願ひします。そのほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは分科会としての賛否をお諮りしていきたくと思いますが、まず指摘事項としまして、5款の農林水産費のほうで、下村委員からの多面的機能支払交付金事業の周知を図るとということと、あと私がお話しさせていただいたワカサギについての県や関係機関各所との連携強化ということを入れさせていただきたいと思います。また6款商工費で、寺内委員からお話ありましたカレーフェスティバルと産業祭の集客増、また開催時期も含めて検討するというお話ありましたので、この三つを入れていきたくと思います。そのほか、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 分科会長報告書のほうは、一任でよろしいでしょうか

(「一任で」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 さいごに、分科会としての賛否をお諮りします。認定第1号令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について、賛成とする方は、挙手を願ひます。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。つづいて、認定第2号令和5年度土浦市水道事業会計決算の認定について、説明をお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。恐れ入りますが、サイドブックスの令和5年度土浦市水道事業会計決算書をお開き願います。はじめに、決算書の4ページをお願いいたします。4ページと5ページは、水道事業の決算報告書でございます。水道事業の運営管理に係る収益的収支と、水道施設の新設や更新事業に係る資本的収支の一覧となっております。はじめに、4ページ、上の段の(1)収益的収入及び支出の内訳でございますが、水道事業の主な収益は、水道料金収入であり、支出につきましては、県企業局へ支払っております、水道水の受水費用と施設の維持管理に係る経費でございます。収入における予算額に対する決算額の割合は、99.9%となっております。なお、表中の第1項の営業収益は、主に水道料金収入でございますが、前年度との比較で、0.5%の微増となっております。つづいて、支出でございますが、第1項の営業費用における補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。なお、予算額に対する決算額の割合は、97.7%となっております。つづきまして、中段の(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収支の収入は、企業債の借入れと老朽管の更新に係る国庫補助金でございます。また、資本的収支の支出につきましては、水道施設の整備費用と企業債の償還でございます。はじめに、収入の欄の第1款資本的収入における補正額につきましては、国庫補助金の追加交付分でございます。なお、予算額に対する決算額の割合は、企業債借入額の削減と追加補正分の国庫補助金が翌年度の受入れとなることから、37.8%となっております。つづいて、資本的支出でございますが、第1項の建設改良費における予算額の主な補正は、国庫補助金の追加交付に伴う老朽管の更新工事費の増額であり、第3項の国庫補助金返還金の補正は、令和4年度に交付された国庫補助金に含まれる消費税につきまして、申告額の確定に伴う国への納付額でございます。なお、予算額に対する決算額の割合は、老朽管の更新工事等の翌年度繰越しに伴い、65.4%となっております。なお、資本的収支における財源の不足分につきましては、過年度及び現年度分の損益勘定留保資金などにより補填してございます。決算報告書の説明は以上でございますが、収益的収支と資本的収支の詳細につきましては、後ほど事項別明細書により御説明いたします。つづきまして、6ページをお願いいたし

ます。このページは、収益的収支に係る損益計算書であり、下段の当年度末処分利益剰余金は、事業収益から運営経費を差し引いた利益分でございます。つづいて、8ページをお願いします。8ページと9ページは、剰余金の計算書でございますが、上側の表は資本金と剰余金に係る調書であり、下側の一覧は、当年度の純利益について資本金などへ組み入れるにあたり、議会の御承認をお願いする資料でございます。つづきまして、23ページをお願いします。23ページからは、収益費用の明細書でございますので、主なものについて御説明いたします。はじめに、23ページ、上の段の1款水道事業収益の主なものは、家事用、団体用、工業用、営業用に区分された料金収入と水道加入金でございます。つづいて、下段の1款水道事業費用は、県企業局からの受水費のほか、市内4か所に設置された配水場など、施設の運営経費でございますので、主なものについて御説明いたします。1項営業費用の1目原水及び受水費の主なものは、24ページになりますが、16節受水費でございます。水道水の県からいただく受水に係る企業局への支払いでございます。つづいて、2目配水及び給水費における、12節の委託料は、配水場の運営管理に係る経費であり、15節の修繕費は配水場や配水管の維持補修費でございます。つづきまして、25ページをお願いします。上から5行目の3目受託工事費は、会計年度任用職員の人件費などであり、つづいて、4目業務費は、水道料金の徴収に係る委託料などでございます。つづいて、5目総係費は、事業運営に係る事務的な経費であり、その他水道施設の減価償却や資産減耗及び企業債償還の利息分につきましては、26ページに記載がございますので、御確認をお願いいたします。収益費用明細書につきましては、以上でございます。引き続き、27ページをお願いします。27ページは、資本的収支の明細書でございます。はじめに、1款資本的収入は、企業債の借入れと、老朽管の更新に係る国庫補助金であり、つづいての資本的支出は、水道管や配水場の整備費用と企業債元金の償還などでございます。資本的収支につきましては、以上でございます。なお、28ページから32ページは、固定資産の明細や企業債の明細でございますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。水道事業会計の決算は、以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長　さいごに、分科会としての賛否をお諮りします。認定第2号令和5年度土浦市水道事業会計決算の認定について、賛成とする方は、挙手を願います。

（全員挙手）

○平石委員長　全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。認定第2号についての分科会長報告書のほうは、一任でよろしいでしょうか。

（「一任で」と呼ぶ者あり）

○平石委員長　つづいて、認定第3号令和5年度土浦市下水道事業会計決算の認定について、説明願います。

○室町下水道課長　下水道課でございます。資料でございますが、事前配布資料の中の令和5年度土浦市下水道事業会計決算書をお願いいたします。それでは、4ページと5ページをお願いいたします。令和5年度土浦市下水道事業決算報告書でございます。（1）収益的収入及び支出について御説明いたします。こちらの会計の収入につきましては、公共下水道利用に伴う下水道使用料、支出につきましては、施設の維持管理や人件費など、事業運営に係る経費が主なものでございます。まず収入の表の第1款下水道事業収益でございますが、予算額に対する決算額の割合は、102%でございますが、前年度との決算比較で申し上げますと0.7%の増となっております。つづきまして、支出の表の第1款下水道事業費用でございます。予算額に対する決算額の割合は、96.1%でございます。つづきまして、（2）資本的収入及び支出について御説明いたします。こちらの会計は、企業債の借入れ、国や県からの補助金が収入の主なものでございます。支出につきましては、下水道施設の構築に係る経費及び企業債の償還金が主なものとなっております。はじめに、収入の欄の第1款資本的収入でございますが、予算額に対する決算額の割合は、55.4%でございます。つづきまして、支出の欄の第1款資本的支出につきましては、予算額に対する決算額の割合は、67.0%でございます。つづきまして、6ページと7ページをお願いいたします。こちらのページは、下水道事業における損益計算書でございますが、先ほど御説明しました、決算報告書における収益的な収入と支出に係る計算資料でございます。右側7ページの最終行に記載の当年度末処分利益剰余金は、現金以外の収益を含めました全体の収益から支出額を差引いた金額となっております。つづきまして、8ページと9ページをお願いいたします。こちらの上の表は、下水道事業剰余金の計算書でございますが、剰余金及び資本金の計算

書でございます。つぎに、下の表ですが、こちらは下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。未処分利益剰余金を資本金に組み入れるにあたり、議会の御承認をお願いする資料でございます。つづいて、10ページと11ページをお願いいたします。こちらは、下水道事業貸借対照表でございます。まず資産の部ですが、固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計が552億7,858万7,668円となっております。つぎに、負債の部ですが、3番固定負債と流動負債と繰延収益を合わせまして、11ページ中程になりますが、負債合計421億4,058万3,627円となっております。つぎに、資本の部ですが、資本金と剰余金を合わせまして、負債資本合計552億7,858万7,668円となっております。つづきまして、14ページをお願いいたします。こちらは下水道事業報告書でございます。概要でございますが、令和5年度末時点での下水道処理人口普及率は、88.3%、整備率は83.8%、水洗化率は94.3%となっております。つづきまして、15ページから17ページまでは200万円以上の工事一覧でございます。つづきまして、18ページをお願いいたします。こちらは下水道事業の業務内容等を集計した資料となっております。19ページをお願いいたします。こちらは、2,000万円以上の契約一覧でございます。20ページをお願いいたします。こちらは、キャッシュ・フローの計算書でございます。つづきまして、21ページをお願いいたします。こちらのページは、収益費用の明細書でございます。記載額は消費税を除いた額となっております。はじめに、収益的収入の1款下水道事業収益、第1項営業収益、1目下水道使用料につきまして、前年度との比較で1.7%の増となっております。つづいて、2項営業外収益、1目他会計補助金は、一般会計の繰入金でございます。つづいて、3目長期前受金戻入は、下水道施設の構築に要した国庫補助金や受益者負担金など、令和5年度における固定資産の減価償却分について収益化したものでございます。つづいて、22ページをお願いいたします。収益的支出でございます。下水道事業費用につきましては、職員人件費や事業運営に係る事務的な経費、下水道管渠やポンプ場の維持管理経費並びに資産の減価償却費などとなっております。主なものについて、御説明いたします。1項営業費用、3目業務費、4節委託料は、下水道使用料の徴収業務委託料でございます。つづきまして、23ページをお願いいたします。5目流域下水道維持管理費の負担金は、流域下水道の維持管理費を5市町で四半期毎に支払う負担金でございます。つづきまして、24ページをお願い

いたします。資本的収入でございます。1款資本的収入につきましては、汚水管や雨水幹線及びポンプ場の整備等に係る下水道事業債と補助金が主なものでございます。つづいて、25ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出につきましては、職員の人件費に係るものやポンプ場整備費、流域下水道の建設負担金、企業債の償還金などが主なものでございます。次の26ページは、固定資産の明細書でございます。さらに、27ページから33ページまでが、企業債明細書でございます。平成4年度から令和5年度までの発行額、未償還残高、および償還の終了年度等が記載されてございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

○下村委員 負債合計が約500億円というのがありましたよね。そうすると、経営が成り立たないのかな。要するに、一般会計から、毎年4月頃に繰入れしている。まず、年度初めに、幾らぐらい繰入れしてもらっているのか。

○室内下水道課長 下水道事業につきましては、収益につきましては、下水道使用料等が主なものでございまして、どうしても下水道使用料だけでは維持管理は難しいということで、一般会計から繰入金をいただいているような状況でございまして、繰入金につきましては、4ページの上段の収益的収入及び支出の収入の欄の1款の2項営業外収益ということで、約19億円いただいているのと、その下の(2)資本的収入及び支出の収入の第1款の第3項他会計負担金ということで、7,800万円以上ということで、これを年2回程度に分けて、いただいている状況でございます。

○下村委員 公営企業会計をすると、経営計画を出さないといけないよね。経営計画の中で、今後10年間なら10年間の計画を立てて、その中で、このような推移をするから、このように負債を減らしていくとか、何かしていくという計画についてはやっぴらっしゃるのだろうと思うけれども、まず、その計画の中ではどうなんですか。将来を見越して、10年後なら10年後までの間にもう少し改善していくとか、あるいは逆に、環境を整備しなければいけないから大変だよっていう話があるのだろうと思いますが。

○室町下水道課長 経営戦略計画というのを作っております。これからも一般会計の繰入金をいただかなければならない状況でございます。汚水事業でございますが、平成の頭の頃、結構下水道整備をやっております。その

償還金がこれからだんだん減っていくという状況もございまして、特に使用料に関しては、値上げという話もございしますが、値上げをしないのでできるような状況という形で、今計画は立てております。以上でございます。

○**下村委員** ありがとうございます。公共下水道というのは、国からの補助金頼みで、それがないと絶対できないのは分かりますが、一般会計から繰入れしてもらって、年度初めに、必ずお金が足りないのだろうと。だから繰入れしないとできないという状況を少しでも減らすという努力をしてもらいたいなというところをお願いします。

○**室町下水道課長** コスト縮減とかから取り組んでいきます。一方で雨水の整備がございまして、雨水に関しては、使用料等がございませぬので、そちらに関しては、今後も一般会計からいただくような形になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**平石委員長** そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**平石委員長** さいごに、分科会としての賛否をお諮りします。認定第3号令和5年度土浦市下水道事業会計決算の認定について、賛成とする方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○**平石委員長** 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。認定第3号についての分科会長報告書のほうは、一任でよろしいでしょうか。

(「一任で」と呼ぶ者あり)

○**平石委員長** つづいて、認定第4号令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、説明お願いします。

○**福澄都市整備課長** それでは、令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合決算書をお開きください。こちら、一部事務組合は事業完了に伴いまして、令和6年3月末で解散しております。地方自治法施行令により、旧管理者である土浦市長が最終年度の決算を調製し、土浦市とかすみがうら市それぞれの議会の認定を受けることになっております。令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の決算につきまして、決算書により御説明させていただきたいと思ひますので、6ページの事項別明細書をお開きください。まず歳入から御説明いたします。歳入につきましては、1款、1項、1目、1節都市計画事業費負担金といたしまして、土浦市、かすみがうら市、JRからの事業費負担金及び前年度からの繰越事業費がござい

ます。JRからの負担金は当初予算化していなかったため、予算現額を超えた調定額となっております。つづきまして、雑入でございます。こちらは換地処分により徴収となった権利者から徴収した清算金でございます。なお、清算金とは従前の土地と換地処分後の土地との評価額の過不足分を是正するためのもので、徴収額と交付額が同額となるものです。つぎに、最後の繰越金となります。こちら、令和4年度の決算剰余金で、補正により計上しているものでございます。つづきまして、7ページをお願いいたします。歳出の主なものについての御説明となります。1款議会費でございます。9節交際費は、組合議員実父の死去に伴う香料でございます。つづきまして、2款の総務費でございます。12節委託費は備考のとおり3件ございまして、組合ホームページ保守管理業務委託、財務書類作成支援業務委託料、事業完了記念誌作成業務委託となっております。つづきまして、18節負担金補助及び交付金は、派遣元である両市への人件費負担金でございます。22節の一番下になります償還金利子及び割引料につきましても、令和4年度の決算剰余金返還金として、両市へ返還をしております。歳入で御説明しました繰越金と同様に補正しております。つづきまして、8ページをお願いいたします。3款の土木費でございます。12節委託費につきましても、備考のとおり3件ございまして、事業推進支援業務委託につきましても、事業に関する資料作成、事業計画や事業推進など事業全般の支援業務を委託しております。移転補償支援業務委託は権利者の移転補償費の算定作業などを委託しております。道路台帳作成業務委託は県道の管理移管に伴う道路台帳の作成を委託しております。14節工事請負費でございます。こちらにも備考のとおり3件ございますが、公共施設整備工事第11工区、第12工区につきましても、どちらも令和4年度からの繰越工事として駅前広場整備工事として舗装やシェルター工事を行ったものであります。維持工事は事業用地内の維持補修を行ったものです。18節負担金補助及び交付金ですが、工事に伴い支障となる電柱や配管、ケーブル、水道管等の地下埋設物などライフラインの移設に関する負担金で、NTTの地中埋設の電気通信設備移設を行ったものでございます。21節補償補填及び賠償金につきましても、事業における権利者4件分の建物等の移転に係る補償費と、歳入で御説明しました換地清算交付金となります。つづきまして、資料の9ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入の合計3億2,238万5,016円、歳出の合計2億5,694万810円、歳入歳出差引額6,544万4,206円、実質収支額6,

544万4,206円となっております。この組合の残金、約6,500万円につきましては、令和6年3月末に全額土浦市の口座に入金してございます。両市議会での決算認定後にかすみがうら市分を清算し、お渡しすることになります。決算書の説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。委員の方から御質問・御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 さいごに、分科会としての賛否をお諮りします。認定第4号令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成とする方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。認定第4号についての分科会長報告書のほうは、一任でよろしいでしょうか。

(「一任で」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 ありがとうございます。おまとめさせていただきたいと思えます。それでは、分科会としての審査は、以上で閉会します。